

データ集

1 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準達成状況（一般環境大気測定局）

（令和4年度）

地点 番号	項 目 測定局	二酸化窒素			浮遊粒子状物質				
		日平均値 の 年 間 98%値 (ppm)	98%値 による日平均値 が 0.06ppm を超えた日数	環 境 基 準 適 否	長期的評価		短期的評価		環 境 基 準 適 否
					日 平 均 値 の 2%除 外 値(mg/m³)	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	1 時 間 値 が 0.20mg/m³ を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	
1	三篠小学校	0.017	0	○	0.032	0	0	0	○
2	皆実小学校	0.020	0	○	0.033	0	0	0	○
3	井口小学校	0.021	0	○	0.036	0	0	0	○
4	安佐南区役所	0.016	0	○	0.033	0	0	0	○
5	可部小学校	0.013	0	○	0.029	0	0	0	○
6	福木小学校	0.021	0	○	0.037	0	0	0	○
7	伴 小 学 校	0.019	0	○	0.039	0	0	0	○

地点 番号	項目 測定局	光化学オキシダント			二酸化硫黄			微小粒子状物質			
		昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 と時間数		環境 基準 適否	日平均値 の2%除 外値 (ppm)	環境基準の長期的 評価による日平均 値が0.04ppmを超 えた日数	環境 基準 適否	年 平 均 値 (μg/m ³)	日平均値の 年間98%値 (μg/m ³)	日平均値 が35μg/m ³ を超えた 日数	環境 基準 適否
		日	時間								
1	三篠小学校	93	492	×	—	—	—	8.7	23.6	1	○
2	皆実小学校	70	378	×	0.002	0	○	8.6	21.2	1	○
3	井口小学校	91	492	×	0.003	0	○	9.9	23.1	1	○
4	安佐南区役所	93	488	×	0.003	0	○	8.0	22.4	1	○
5	可部小学校	77	411	×	—	—	—	9.6	22.8	1	○
6	福木小学校	74	397	×	—	—	—	8.3	21.3	1	○
7	伴小学校	90	457	×	0.002	0	○	7.6	19.4	0	○

注1 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化硫黄の環境基準適否は、長期的評価により判定しています。

注2 光化学オキシダントについて昼間とは、5時から20時までの時間帯をいいます。したがって、1日につき6時から20時までの15時間分の1時間値が得られます。

注3 光化学オキシダントについては、1時間値が環境基準値0.06ppmを超えたため、環境基準不適合となっています。

(2) 大気汚染に係る環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局）

（令和4年度）

地点番号	項目 測定局	二酸化窒素			浮遊粒子状物質			一酸化炭素		
		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準適合否	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準適合否	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準適合否
8	紙屋町	0.025	0	○	0.033	0	○	0.5	0	○
9	比治山	0.022	0	○	0.031	0	○	—	—	—
10	庚午	0.022	0	○	0.032	0	○	0.5	0	○
11	古市小学校	0.019	0	○	0.032	0	○	—	—	—

地点番号	項目 測定局	微小粒子状物質			
		年平均値 (μg/m ³)	日平均値の年間98%値 (μg/m ³)	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	環境基準適合否
8	紙屋町	8.5	22.5	1	○
9	比治山	11.1	24.5	1	○
10	庚午	11.0	25.3	2	○
11	古市小学校	10.7	25.8	1	○

注 二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微粒子状物質の環境基準適合否は、長期的評価により判定しています。

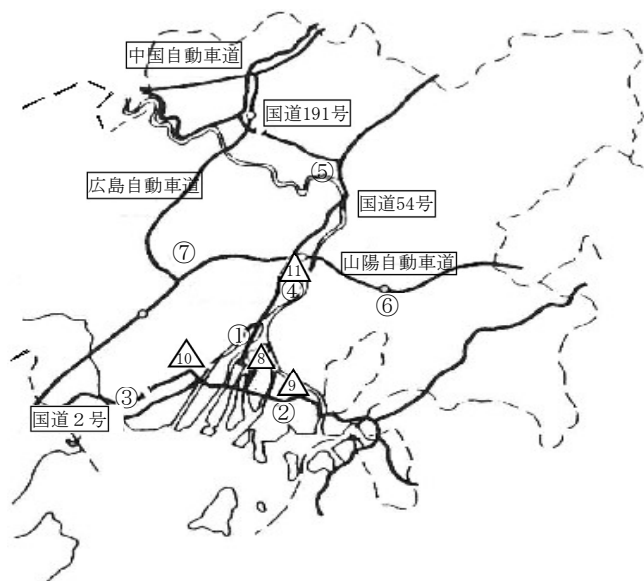


図25 大気測定局の位置図

(3) 窒素酸化物測定結果

(令和4年度)

地点番号	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)													
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	
1	三篠小学校	二種住居	355	8,574	0.001	0.057	0.004	355	8,574	0.007	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
2	皆実小学校	一種住居	357	8,570	0.001	0.047	0.007	357	8,570	0.009	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
3	井口小学校	一種中高層住専	361	8,621	0.001	0.062	0.005	361	8,621	0.008	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
4	安佐南区役所	一種住居	349	8,351	0.001	0.098	0.006	349	8,351	0.007	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0
5	可部小学校	二種住居	358	8,547	0.001	0.032	0.003	358	8,547	0.005	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
6	福木小学校	一種中高層住専	357	8,576	0.002	0.083	0.011	357	8,576	0.008	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
7	伴小学校	一種住居	358	8,565	0.001	0.067	0.008	358	8,565	0.007	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
8	紙屋町商業		349	8,377	0.015	0.109	0.028	349	8,377	0.016	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0
9	比治山	近隣商業	358	8,565	0.004	0.079	0.012	358	8,565	0.011	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0
10	庚午	近隣商業	357	8,553	0.007	0.068	0.014	357	8,553	0.012	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0
11	古市小学校	近隣商業	353	8,442	0.004	0.063	0.012	353	8,442	0.009	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0

地点番号	測定局	用途地域	窒素酸化物(NO+NO ₂)					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値
			日	時間	ppm	ppm	ppm	%
1	三篠小学校	二種住居	355	8,574	0.008	0.100	0.020	86.0
2	皆実小学校	一種住居	357	8,570	0.010	0.084	0.026	85.8
3	井口小学校	一種中高層住専	361	8,621	0.009	0.090	0.025	87.5
4	安佐南区役所	一種住居	349	8,351	0.008	0.113	0.020	86.1
5	可部小学校	二種住居	358	8,547	0.006	0.065	0.016	86.3
6	福木小学校	一種中高層住専	357	8,576	0.010	0.116	0.032	83.6
7	伴小学校	一種住居	358	8,565	0.008	0.097	0.025	82.6
8	紙屋町	商業	349	8,377	0.030	0.152	0.052	51.6
9	比治山	近隣商業	358	8,565	0.016	0.119	0.034	72.1
10	庚午	近隣商業	357	8,553	0.019	0.111	0.034	62.9
11	古市小学校	近隣商業	353	8,442	0.013	0.104	0.029	67.8

(4) 浮遊粒子状物質測定結果

(令和4年度)

地点 番号	測定 局	用途 地域	有効 測定 日数	測定 時間	年 平 均 値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数とそ の割合		1 時間 値の 最高 値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平均 値が0.10mg/m ³ を超え た日数
			日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
1	三小 学 校	篠校 二種住居	364	8,731	0.013	0	0.0	0	0.0	0.080	0.032	○	0
2	皆小 学 校	実校 一種住居	364	8,724	0.012	0	0.0	0	0.0	0.079	0.033	○	0
3	井小 学 校	口校 一種中高 層住専	365	8,739	0.015	0	0.0	0	0.0	0.100	0.036	○	0
4	安区 佐 役	南所 一種住居	365	8,731	0.014	0	0.0	0	0.0	0.066	0.033	○	0
5	可小 学 校	部校 二種住居	362	8,686	0.012	0	0.0	0	0.0	0.081	0.029	○	0
6	福小 学 校	木校 一種中高 層住専	360	8,666	0.016	0	0.0	0	0.0	0.070	0.037	○	0
7	伴小 学 校	一種住居	362	8,699	0.017	0	0.0	0	0.0	0.080	0.039	○	0
8	紙屋 町	商 業	363	8,717	0.015	0	0.0	0	0.0	0.074	0.033	○	0
9	比治 山	近隣商業	363	8,725	0.014	0	0.0	0	0.0	0.093	0.031	○	0
10	庚 午	近隣商業	365	8,730	0.015	0	0.0	0	0.0	0.110	0.032	○	0
11	古小 学 校	市校 近隣商業	358	8,581	0.014	0	0.0	0	0.0	0.088	0.032	○	0

(5) 微小粒子状物質測定結果

(令和4年度)

地点 番号	測定 局	用途 地域	有効 測定 日数	測定 時間	年 平 均 値	日平均値が35μg/m ³ を 超えた日数とその割合		日平均値の年間 98%値
			日	時間	μg/m ³	日	%	μg/m ³
1	三小 学 校	篠校 二種住居	361	8,640	8.7	1	0.3	23.6
2	皆小 学 校	実校 一種住居	363	8,681	8.6	1	0.3	21.2
3	井小 学 校	口校 一種中高 層住専	363	8,706	9.9	1	0.3	23.1
4	安区 佐 役	南所 一種住居	360	8,608	8.0	1	0.3	22.4
5	可小 学 校	部校 二種住居	363	8,705	9.6	1	0.3	22.8
6	福小 学 校	木校 一種中高 層住専	358	8,536	8.3	1	0.3	21.3
7	伴小 学 校	一種住居	363	8,657	7.6	0	0.0	19.4
8	紙屋 町	商 業	363	8,656	8.5	1	0.3	22.5
9	比治 山	近隣商業	333	8,038	11.1	1	0.3	24.5
10	庚 午	近隣商業	362	8,688	11.0	2	0.6	25.3
11	古小 学 校	市校 近隣商業	348	8,418	10.7	1	0.3	25.8

(6) 二酸化硫黄測定結果

(令和4年度)

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
2	皆実小学校	一種住居	358	8,517	0.001	0	0	0	0	0.009	0.002	○	0
3	井口小学校	一種中高層住専	362	8,673	0.001	0	0	0	0	0.009	0.003	○	0
4	安佐南区役所	一種住居	363	8,660	0.001	0	0	0	0	0.011	0.003	○	0
7	伴小学校	一種住居	364	8,660	0.001	0	0	0	0	0.019	0.002	○	0

(7) 一酸化炭素測定結果

(令和4年度)

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
8	紙屋町	商業	361	8,661	0.3	0	0	0	0	1.5	0.5	○	0
10	庚午	近隣商業	359	8,597	0.3	0	0	0	0	1.0	0.5	○	0

(8) 光化学オキシダント測定結果

(令和4年度)

地点番号	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の年平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
1	三篠小学校	二種住居	365	5,393	0.035	93	492	0	0	0.101	0.050
2	皆実小学校	一種住居	365	5,433	0.034	70	378	0	0	0.094	0.047
3	井口小学校	一種中高層住専	365	5,437	0.035	91	492	0	0	0.095	0.050
4	安佐南区役所	一種住居	365	5,427	0.034	93	488	0	0	0.098	0.050
5	可部小学校	二種住居	365	5,397	0.033	77	411	0	0	0.097	0.048
6	福木小学校	一種中高層住専	365	5,435	0.033	74	397	0	0	0.095	0.049
7	伴小学校	一種住居	365	5,433	0.034	90	457	0	0	0.097	0.050

(9) 炭化水素測定結果

(令和4年度)

項目	地点番号	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
								最高値	最低値				
				時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
炭化水素	8	紙屋町	商業	8,612	2.07	2.06	365	2.28	1.89	—	—	—	—
	9	比治山	近隣商業	7,170	2.06	2.07	304	2.40	1.87	—	—	—	—
	10	庚午	近隣商業	2,572	2.17	2.20	108	2.49	2.07	—	—	—	—
	11	古市小学校	近隣商業	8,493	2.04	2.06	359	2.24	1.89	—	—	—	—
非メタン炭化水素	8	紙屋町	商業	8,612	0.09	0.08	365	0.24	0.00	3	0.8	0	0.0
	9	比治山	近隣商業	7,170	0.07	0.07	304	0.26	0.00	3	1.0	0	0.0
	10	庚午	近隣商業	2,572	0.14	0.16	108	0.39	0.06	20	18.5	4	3.7
	11	古市小学校	近隣商業	8,493	0.08	0.09	359	0.23	0.00	2	0.6	0	0.0

(10) アスベスト調査結果

単位：f/L

(令和4年度)

地域	地域区分	広島市		全国	
		最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値
バックグラウンド地域	住宅地域	0.28～1.4	0.58	<0.056～0.62	0.13
	商業地域	<0.056～0.96	0.15	<0.056～1.8	0.17
発生源周辺	幹線道路沿線	0.42～1.0	0.70	<0.056～0.90	0.13

注1 調査結果は、総繊維数濃度です。平均値は、幾何平均値です。

注2 全国数値は令和3年度の環境省調査結果です。

(11) 環境大気中フロン類調査

単位：ppb

(令和4年度)

測定地点名 項目	井口小学校	安佐南区役所	比治山測定局	楠那中学校	大林小学校
CFC-11	0.23	0.23	0.23	0.22	0.23
CFC-12	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
CFC-113	0.067	0.066	0.067	0.067	0.067
CFC-114	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015
HFC-134a	0.17	0.25	0.19	0.44	0.23
HCFC-22	0.33	0.34	0.31	0.29	0.30
HCFC-123	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020
HCFC-141b	0.031	0.032	0.032	0.030	0.032
HCFC-142b	0.031	0.026	0.027	0.025	0.026
HCFC-225ca	<0.0017	<0.0017	<0.0017	<0.0017	<0.0017
HCFC-225cb	<0.0025	<0.0025	<0.0025	<0.0025	<0.0025
ブロモメタン	0.012	(0.011)	(0.011)	0.012	(0.011)
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0019	<0.0019	<0.0019	(0.0019)	<0.0019
四塩化炭素	0.086	0.080	0.084	0.084	0.087

注 測定は毎月実施しています。

当該地点における測定結果の算術平均値を記載しました。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合は、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出しました。なお、この方法による計算値が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は(<検出下限値(数値))と記載しました。

(12) 大気測定車による測定結果

(令和4年度)

番号	測定地点 (調査区分)	測定期間 月/日～月/日	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	オキシダント (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	炭化水素 (ppmC)	非メタン炭化水素 (ppmC)
			最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値
			平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
1	深川小学校	4/19～5/10	0.006	0.009	0.017	0.084	0.005	0.041	3.00	1.06
			0.001	0.001	0.005	0.040	0.004	0.011	1.99	0.12
		7/5～7/26	0.005	0.005	0.015	0.091	0.006	0.044	2.22	0.21
			0.001	0.001	0.005	0.029	0.005	0.013	1.49	0.14
2	五日市小学校	5/10～5/31	0.005	0.010	0.024	0.098	0.007	0.065	2.20	0.22
			0.001	0	0.008	0.048	0.004	0.014	1.97	0.09
		10/18～11/8	0.002	0.011	0.021	0.063	0.006	0.028	—	—
			0	0	0.007	0.027	0.003	0.006	—	—
3	湯来中学校	5/31～6/22	0.003	0.006	0.009	0.086	0.007	0.064	2.15	0.28
			0	0	0.002	0.028	0.004	0.009	1.93	0.10
		11/8～11/29	0.002	0.019	0.008	0.055	0.006	0.026	—	—
			0	0	0.001	0.013	0.003	0.004	—	—
4	矢野南小学校	6/22～7/5	0.011	0.009	0.013	0.098	0.006	0.056	2.07	0.14
			0.001	0.001	0.003	0.023	0.004	0.012	1.11	0.07
		11/29～12/20	0.005	0.033	0.026	0.044	0.008	0.044	—	—
			0.001	0.002	0.007	0.025	0.003	0.005	—	—
5	大林小学校	9/27～10/18	0.004	0.008	0.012	0.068	0.006	0.059	2.66	0.61
			0	0	0.003	0.024	0.004	0.006	2.13	0.42
		1/24～2/14	0.007	0.028	0.020	0.049	0.007	0.024	—	—
			0	0.001	0.006	0.024	0.003	0.004	—	—
6	広島修道大学	7/26～8/16	0.006	0.015	0.018	0.097	0.007	0.077	2.29	0.31
			0.001	0.001	0.005	0.022	0.004	0.014	1.96	0.16
		2/14～2/28	0.003	0.021	0.032	0.053	0.008	0.030	—	—
			0	0.002	0.010	0.024	0.004	0.005	—	—

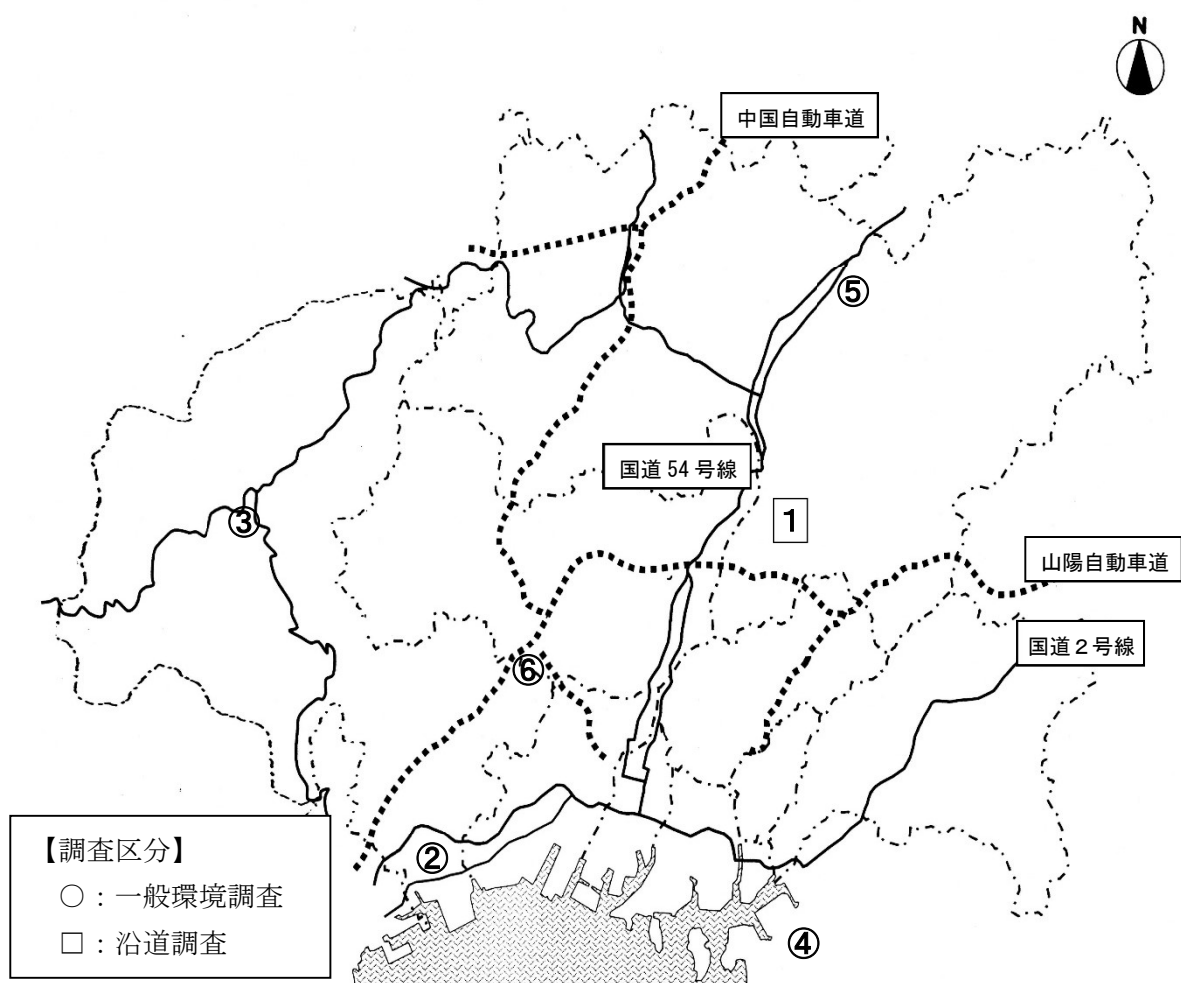


図26 大気測定車による測定地点図（令和4年度）

番号	測定地点	区名	用途地域	調査区分
1	深川小学校	安佐北	一種住居	沿道調査
2	五日市小学校	佐伯	一種中高住専	一般環境調査
3	湯来中学校	佐伯	準都市計画区域	一般環境調査
4	矢野南小学校	安芸	一種中高住専	一般環境調査
5	大林小学校	安佐北	一種住居	一般環境調査
6	広島修道大学	安佐南	一種中高住専	一般環境調査

(13) 風向構成比及び風速

(令和4年度)

風 向		NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW
測定局												
三篠小学校	頻 度 (%)	29.3	13.4	3.0	0.9	0.7	0.5	0.6	1.0	3.3	9.4	4.1
	平均風速(m/s)	1.07	0.83	0.66	0.75	0.75	0.90	1.04	1.14	1.49	1.79	1.28
皆実小学校	頻 度 (%)	0.7	0.7	0.9	1.0	1.6	4.3	6.9	2.6	3.2	13.7	5.5
	平均風速(m/s)	0.67	0.81	0.83	1.06	1.39	1.35	1.39	1.09	1.08	1.57	1.29
井口小学校	頻 度 (%)	8.0	8.3	6.1	4.2	3.2	4.0	5.8	12.2	13.3	4.0	3.1
	平均風速(m/s)	2.43	2.42	1.54	0.93	0.90	1.11	1.32	1.99	2.11	1.20	1.18
安 佐 南 区 役 所	頻 度 (%)	18.7	28.2	4.7	1.4	1.0	0.9	1.4	5.5	9.3	8.5	3.3
	平均風速(m/s)	2.15	2.00	1.53	1.46	1.40	1.31	1.48	2.47	2.91	2.61	1.78
可部小学校	頻 度 (%)	8.2	1.1	0.5	0.4	0.4	0.8	2.6	15.9	7.1	2.9	1.8
	平均風速(m/s)	2.28	1.50	1.61	1.28	1.23	1.42	2.23	3.32	2.22	1.35	1.00
福木小学校	頻 度 (%)	17.8	11.0	4.9	3.0	1.8	1.1	1.1	1.6	6.1	10.3	11.5
	平均風速(m/s)	1.49	1.73	1.40	1.54	1.31	1.18	1.04	1.40	2.30	2.31	2.54
伴 小 学 校	頻 度 (%)	7.6	4.9	3.2	2.5	1.0	0.9	2.4	5.2	9.4	9.0	4.4
	平均風速(m/s)	1.64	1.68	1.44	1.19	1.03	1.07	1.80	2.43	2.58	1.99	0.88

(左下に続く)

風 向		W	WNW	NW	NNW	N	CALM	合 計 平均値
測定局								
三篠小学校	頻 度 (%)	4.7	7.5	4.7	3.8	5.9	7.1	100.0
	平均風速(m/s)	1.10	1.08	0.79	0.86	1.11		1.02
皆実小学校	頻 度 (%)	2.2	2.2	14.7	24.0	6.7	9.2	100.0
	平均風速(m/s)	0.94	0.79	1.16	1.01	0.96		1.07
井口小学校	頻 度 (%)	3.2	3.7	2.1	3.5	5.1	10.2	100.0
	平均風速(m/s)	1.28	1.44	1.66	2.45	2.81		1.64
安 佐 南 区 役 所	頻 度 (%)	1.3	1.6	2.3	2.8	7.8	1.5	100.0
	平均風速(m/s)	1.06	1.16	1.74	1.98	2.20		2.09
可部小学校	頻 度 (%)	2.3	4.8	10.4	17.8	21.3	1.8	100.0
	平均風速(m/s)	1.14	1.50	1.73	1.92	2.13		2.10
福木小学校	頻 度 (%)	2.6	1.6	1.6	3.5	12.5	8.1	100.0
	平均風速(m/s)	1.59	1.01	0.97	1.05	1.35		1.59
伴 小 学 校	頻 度 (%)	4.2	6.7	7.9	9.8	9.3	11.7	100.0
	平均風速(m/s)	0.67	0.71	0.94	1.15	1.44		1.33

注 CALM：静隠（風速が0.3m/s未満の場合をいいます。）

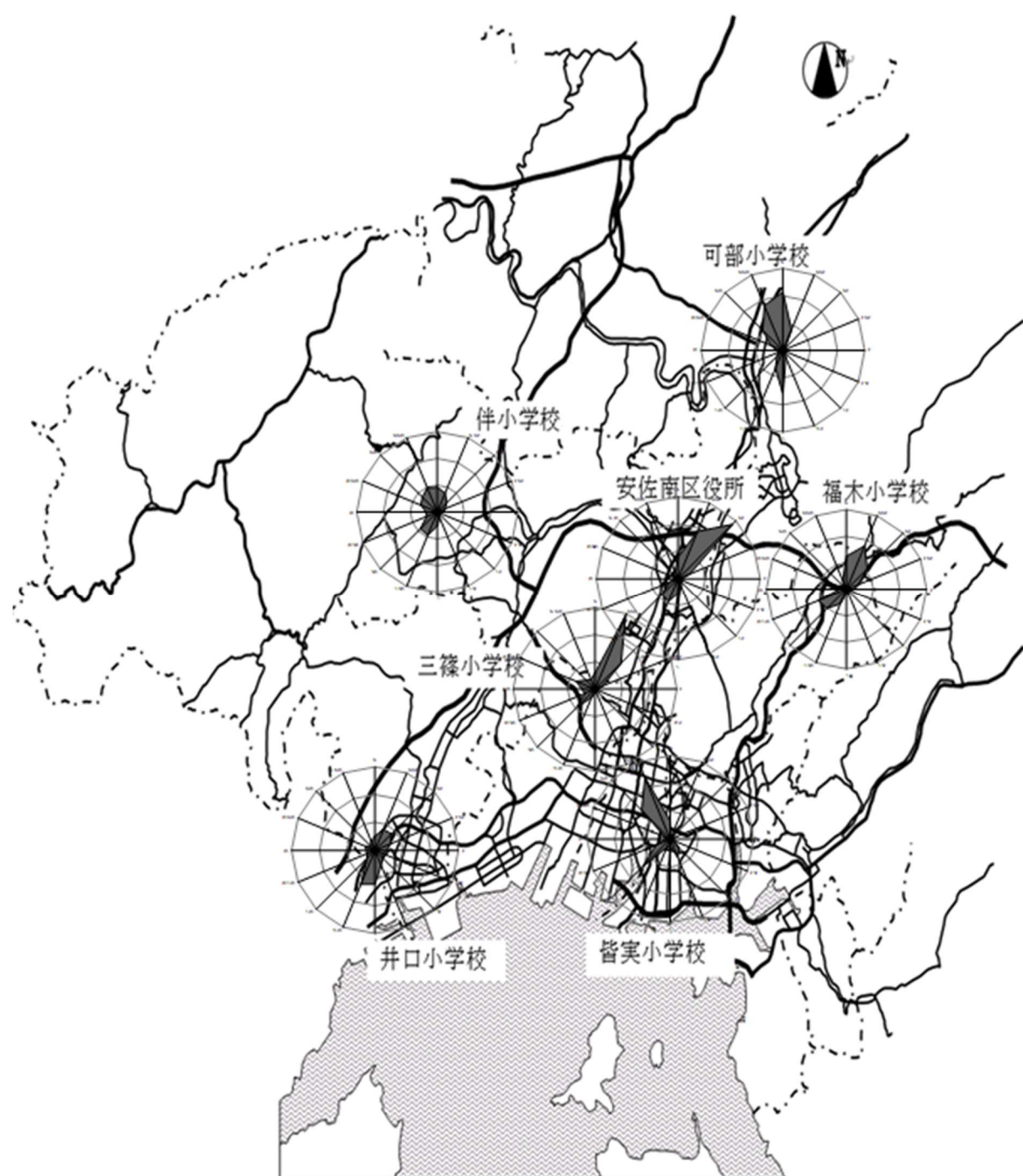


图27 風配図（令和4年度）

2 水質関係

(1) 調査項目一覧

(令和4年度)

水 域 名	番号	測 定 地 点 名	類型	環 境 基準点	水 質 調 査				要監視 項目	洗剤残 存調査	底 質 調 査	備 考	
					生活環 境項目	健 康 項目等	栄 養 塩 類					測定 計画	補足 調査
八幡川水系	1 2	岡 同 橋 ノ 下 川	—		○ ○							○	○
	3 4 5	魚切貯水池上流 魚切貯水池 郡 橋	A	□ □	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○				○ ○ ○	
	6 7	泉 八幡川河口 八 幡 川 河 口	B	□	○ ○	○ ○	○ ○	○	○	○	○	○ ○	
	8 9 10	原 田 下 橋 鳴 谷 橋 石 内 川 河 口	—		○ ○ ○							○ ○ ○	○ ○
	11	梶 毛 川 河 口	—		○								○
	12	水 内 川 河 口	A	□	○	○	○	○				○	
	13 14 15	高 山 川 下 流 壬 辰 橋 行 森 川 合 流 点	A	□ □	◎ ◎ ○	◎ ◎ ○	◎ ◎ ○	○				◎ ◎ ○	
	16 17 18 19 20	太 田 川 橋 玖 村 矢 口 川 上 流 戸坂上水道取水口 大 芝 水 門	A	□	◎ ◎ ◎ ○ ○	◎ ◎ ◎ ○ ○	◎ ◎ ◎ ○ ○	◎		○	○	◎ ◎ ◎ ○ ○	
	21 22	己 斐 橋 旭 橋	B	□	○ ◎	◎ ◎	◎ ◎				○	○ ◎	
	23	小 河 内 川 河 口	—		○								○
	24 25	戸 山 吉 山 川 (川井橋)	A	□	○ ○	○ ○	○ ○					○ ○	
太田川水系	26 27	榎 原 橋 宇 津 橋	A	□	○ ○	○ ○	○ ○			○		○ ○	
	28	後 山 川 河 口	—		○								○
	29	灰 川 橋	—		○							○	
	30	大 井 出 川 河 口	—		○								○
	31	帆 待 川 河 口	—		○								○
	32	新 川 樋 門	—		○								○
	33	人 甲 川 合 流 前	A	□	○	○	○	○				○	
	34 35 36	桐 原 川 合 流 前 土 居 橋 根 の 谷 橋	B	□	○ ○ ◎	 ◎	 ◎			○		○ ○ ◎	
	37	桐 原 川	—		○								○
	38	南 原 川	—		○							○	
	39 40 41 42	見 坂 川 下 流 関 川 下 流 狩 留 家 橋 深 川 橋	A	□ □ □ □	● ○ ○ ◎	 ○ ○ ◎	○ ○ ○ ◎	○				● ○ ○ ◎	
	44	関 川	—		○							○	
	45	小 河 原 川	—		○							○	
	46	落 合 川 河 口	—		○								○
	47	戸 坂 川 河 口	—		○								○
	48	東 原	B	□	◎	◎	◎	○	○			◎	
	49 50 51 52	大 塚 川 下 流 下 地 安 屋 上 軒	B	□	○ ○ ○ ○	 ○	 ○					○ ○ ○ ○	

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

水 域 名	番号	測 定 地 点 名	類型	環 境 基準点	水 質 調 査			要監視 項目	洗剤残 存調査	底 質 調 査	備 考	
					生活環 境項目	健 康 項目等	栄 養 塩 類				測定 計画	補足 調査
太田川水系	奥 畑 川	53	奥 畑 川	—		○						○
	大 塚 川	54	大 塚 川	—		○						○
	新 安 川	55	長 束 駅 入 口	—		○						○
	山 本 川	56	新 天 王 橋 下	—		○						○
	八 幡 川	57	戸 島 橋	—		○						○
	旧 太 田 川	58	舟 入 橋	A	□	◎	◎	◎		○	◎	
	京 橋 川	59	御 幸 橋	A	□	○	○	○		○	○	
	猿 猴 川	60	仁 保 入 橋	B	□	○	○	○	○	○	○	
	府 中 大 川	61	向 洋 入 江	D	□	○	○	○	○	○	○	
		62	下 鶴 江 橋									
		63	新 大 州 橋			○	○	○	○		○	
	天 満 川	64	昭 和 大 橋	A	□	◎	◎	◎		○	◎	
	元 安 川	65	南 大 橋	A	□	◎	◎	◎		○	◎	
的 場 川		66	新 月 見 橋	—		○						○
瀬野川水系	瀬 野 川	67	一 貫 田	B	□	○			○		○	
		68	高 貫 道			○					○	
		69	貫 浦 橋			○					○	
		70	日 浦 橋			●	○	●	●	○	●○	
	熊 野 川	71	熊 野 川 河 口	—		○					○	
尾崎川	畑 賀 川	72	畑 賀 川 河 口	—		○					○	
	尾 崎 川	73	自衛隊前クリーク	—		○						○
	矢 野 川	74	矢 野 川	—		○					○	
	宮 下 川	75	極 楽 橋	—		○						○
広島湾海域	五日市・廿日市地先海域	76	2 6 番 地 点	A	□	○	○	○			○	
	広島市地先海域	77	太 田 川 河 口 沖	A	□	○					○	
		78	天 満 川 河 口 沖			○					○	
		79	江 波 沖			○	○	○			○	
		80	旧 太 田 川 河 口 沖			○					○	
		81	元 宇 品 沖			○					○	
	広島湾	82	1 2 番 地 点	A	□	○	○	○			○	
		83	1 7 番 地 点			○	○	○			○	
		84	宇品・似島中間点			○	○	○			○	
		85	金 輪 島 西 岸							○	○	
		86	金 輪 島 南			○	○	○			○	
	海 田 湾	87	仁 保 沖	B	□	○	○	○			○	
		88	猿 猴 川 河 口 沖			○					○	
		89	海 田 湾 中 央			○	○	○			○	

注 地点番号43（三篠川河口）は調査対象外としたため欠番

○：広島市環境保全課による調査

◎：国土交通省中国地方整備局による調査

●：広島県環境保全課による調査

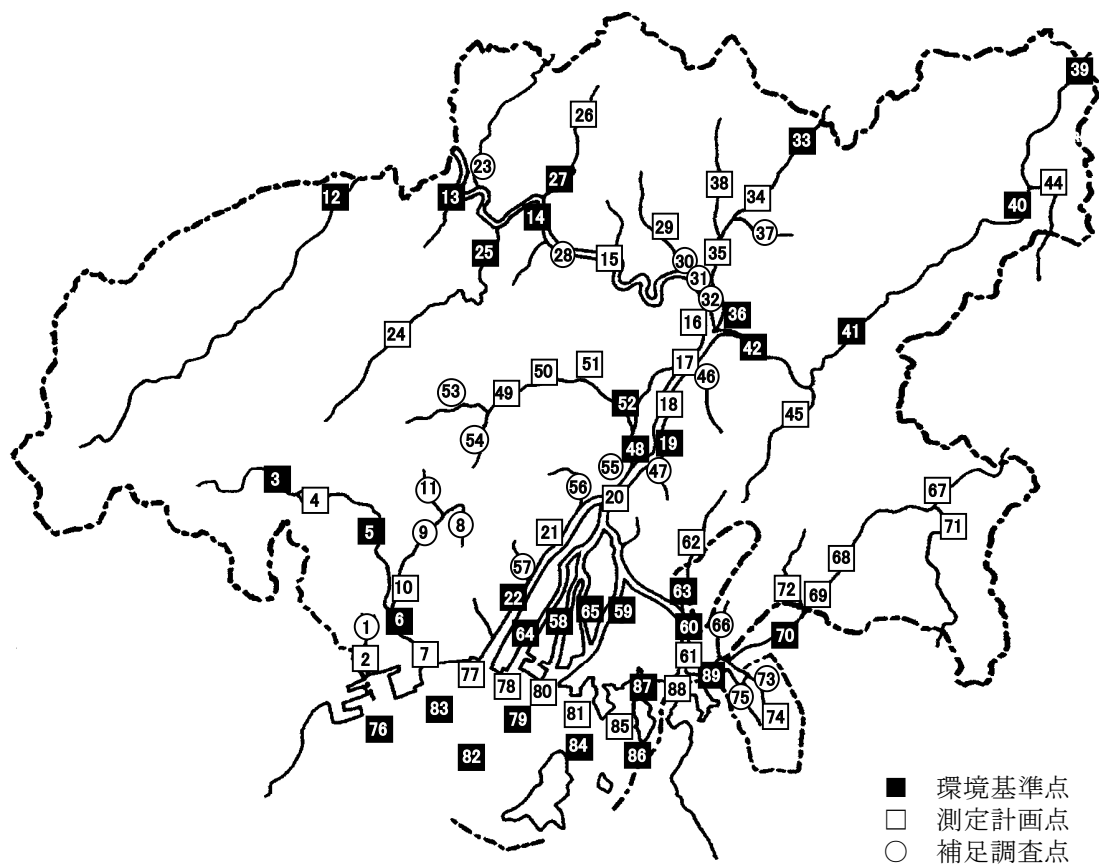


図28 水質及び底質の調査地点（令和4年度）

番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名
1	千同橋	21	己斐橋	41	狩留家	61	向洋入江	81	元宇品沖
2	岡ノ下川	22	旭橋	42	深川橋	62	下鶴江橋	82	12番地点
3	魚切貯水池上流	23	小河内川河口	—	—	63	新大州橋	83	17番地点
4	魚切貯水池	24	戸山	44	関川	64	昭和大橋	84	宇品・似島中間点
5	郡橋	25	吉山川(川井橋)	45	小河原川	65	南大橋	85	金輪島西岸
6	泉橋	26	横原橋	46	落合川河口	66	新月見橋	86	金輪島南
7	八幡川河口	27	宇津橋	47	戸坂川河口	67	一貫田	87	仁保沖
8	原田下橋	28	後山川河口	48	東原	68	高部	88	猿猴川河口沖
9	鳴谷橋	29	灰川橋	49	大塚川下流	69	貫道	89	海田湾中央
10	石内川河口	30	大井出川河口	50	下地	70	日浦橋		
11	梶毛川河口	31	帆待川河口	51	上安	71	熊野川河口		
12	水内川河口	32	新川樋門	52	五軒屋	72	畑賀川河口		
13	高山川下流	33	人甲川合流前	53	奥畑川	73	自衛隊前クリーク		
14	壬辰橋	34	桐原川合流前	54	大塚川	74	矢野川		
15	行森川合流点	35	土居橋	55	長束駅入口	75	極楽橋		
16	太田川橋	36	根の谷橋	56	新天王橋下	76	26番地点		
17	玖村	37	桐原川	57	戸島橋	77	太田川河口沖		
18	矢口川上流	38	南原川	58	舟入橋	78	天満川河口沖		
19	戸坂上水道取水口	39	見坂川下流	59	御幸橋	79	江波沖		
20	大芝水門	40	関川下流	60	仁保橋	80	旧太田川河口沖		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合（河川）

(令和4年度)

類型	項目	調査対象 検 体 数	環境基準値 に適合した 検体数	環境基準値に適合した割合					環 境 基 準 値	
				%	20	40	60	80		
A (25測定地点)	pH	384	373	97.1						6.5以上8.5以下
	DO	384	363	94.5						7.5mg/L以上
	BOD	384	365	95.1						2mg/L以下
	SS	384	383	99.7						25mg/L以下
	大腸菌数	288	273	94.8						300CFU/100mL以下
	小計	1,824	1,757	96.3						—
B (17測定地点)	pH	300	279	93.0						6.5以上8.5以下
	DO	300	300	100						5mg/L以上
	BOD	300	297	99.0						3mg/L以下
	SS	300	300	100						25mg/L以下
	大腸菌数	204	190	93.1						1,000CFU/100mL以下
	小計	1,404	1,366	97.3						—
D (2測定地点)	pH	16	15	93.8						6.0以上8.5以下
	DO	16	16	100						2mg/L以上
	BOD	16	16	100						8mg/L以下
	SS	16	16	100						100mg/L以下
	小計	64	63	98.4						—
総計 (44測定地点)	pH	700	667	95.3						—
	DO	700	679	97.0						—
	BOD	700	678	96.9						—
	SS	700	699	99.9						—
	大腸菌数	492	463	94.1						—
	小計	3,292	3,186	96.8						—

注 国土交通省中国地方整備局の調査(12地点)及び広島県環境保全課の調査(2地点)を含みます。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合（海域）

(令和4年度)

類型	項目	調査対象 検 体 数	環境基準値 に適合した 検体数	環境基準値に適合した割合					環 境 基 準 値	
				%	20	40	60	80		
A (10測定地点)	pH	264	206	78.0						7.8以上8.3以下
	DO	264	195	73.9						7.5mg/L以上
	COD	264	125	47.3						2mg/L以下
	油分等	120	120	100						検出されないこと。
	大腸菌数	120	108	90.0						300CFU/100mL以下
	小計	1,032	754	73.1						—
B (3測定地点)	pH	72	58	80.6						7.8以上8.3以下
	DO	72	70	97.2						5mg/L以上
	COD	72	52	72.2						3mg/L以下
	油分等	36	36	100						検出されないこと。
	小計	252	216	85.7						—
総計 (13測定地点)	pH	336	264	78.6						—
	DO	336	265	78.9						—
	COD	336	177	52.7						—
	油分等	156	156	100						—
	大腸菌数	120	108	90.0						—
	小計	1,284	970	75.5						—

注 五日市・廿日市地先海域、広島湾は海域-A 類型であるが、大腸菌数については、自然環境保全を利用目的としている地点の環境基準が適応される。

(4) BOD (COD) の環境基準達成状況

(令和4年度)

環境基準類型 あてはめ水域名	類 型	指定 年度	地点 番号	環境基準点名	BOD (COD)		環境基準 不適合割合		適 合 状 況	達 成 状 況	備 考
					平均 値 (mg/L)	75%値 (mg/L)	x/y	%			
八幡川	八幡川上流	A	50	3 魚切貯水池上流 5 郡 橋	0.7 1.1	0.6 1.3	0/12 0/12	0 0	○ ○	○	郡橋より上流
	八幡川下流	B	50	6 泉 橋	1.5	1.8	0/12	0	○	○	郡橋より下流
太田川	水内川	A	50	12 水内川河口	0.7	0.8	0/12	0	○	○	
	太田川上流(二)	A	50	13 高山川下流 14 壬辰 橋	0.7 0.8	0.9 1.0	0/12 0/12	0 0	○ ○	○	明神橋から行森川合流点まで
	太田川上流	A	45	19 戸坂上水道取水口	0.9	1.0	0/12	0	○	○	行森川合流点から祇園水門まで
	太田川下流	B	45	22 旭 橋	1.3	1.4	0/12	0	○	○	祇園水門より下流
	吉山川	A	50	25 吉山川(川井橋)	0.8	0.9	0/12	0	○	○	
	鈴張川	A	50	27 宇津 橋	0.9	1.0	0/12	0	○	○	
	根谷川上流	A	50	33 人甲川合流前	0.7	0.8	0/12	0	○	○	代田一合橋より上流
	根谷川下流	B	50	36 根の谷 橋	0.9	1.0	0/12	0	○	○	代田一合橋より下流
	三篠川	A	50	39 見坂川下流	0.6	0.6	0/12	0	○	○	
				40 関川下流	1.0	1.4	0/12	0	○		
				41 狩留家	0.9	1.1	0/12	0	○		
				42 深川 橋	0.8	1.1	0/12	0	○		
	古川下流	B	50	48 東 原	0.9	1.2	0/12	0	○	○	安川合流点より下流
	安 川	B	50	52 五軒 屋	1.0	1.3	0/12	0	○	○	
	旧太田川	A	45	58 舟入 橋	1.4	1.8	1/12	8	○	○	
	京橋川	A	45	59 御幸 橋	1.3	1.6	2/12	17	○	○	
	猿猴川	B	59	60 仁保 橋	1.6	2.0	0/12	0	○	○	
	府中大川	D	60	63 新大州 橋	1.5	1.8	0/12	0	○	○	
	天満川	A	45	64 昭和大 橋	1.4	1.7	2/12	17	○	○	
	元安川	A	45	65 南大 橋	1.5	1.7	2/12	17	○	○	
瀬野川	瀬野川	B	45	70 日浦 橋	0.7	0.7	0/12	0	○	○	
広島湾	五日市・廿日市地先海域	A	49	76 26番地点	2.9	3.4	9/12	75	×	×	
	広島市地先海域	A	49	79 江波 沖	2.4	2.4	7/12	58	×	×	
	広島湾	A	49	82 12番地点	2.4	2.8	7/12	58	×	×	
				83 17番地点	3.0	2.9	11/12	92	×		
				84 宇品・似島中間点	2.2	2.2	5/12	42	×		
				86 金輪島南	2.1	2.4	4/12	33	×		
	海田湾	B	49	87 仁保 沖	2.8	2.6	2/12	17	○	×	
				89 海田湾中央	3.2	3.3	6/12	50	×		

注1 国土交通省中国地方整備局(河川9地点)及び広島県環境保全課(河川2地点)の調査を含みます。

注2 x: 環境基準に適合しない日数 y: 総測定日数

注3 $x/y \leq 25\%$ である環境基準点において、環境基準に適合していると判断します。また、環境基準類型あてはめ水域内全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、その水域が環境基準を達成しているものと判断します。

注4 BOD(COD)の欄は河川についてはBOD、海域についてはCODの値を示します。

注5 地点番号は、データ集の「2 水質関係ー(1) 調査項目一覧」に準じています。

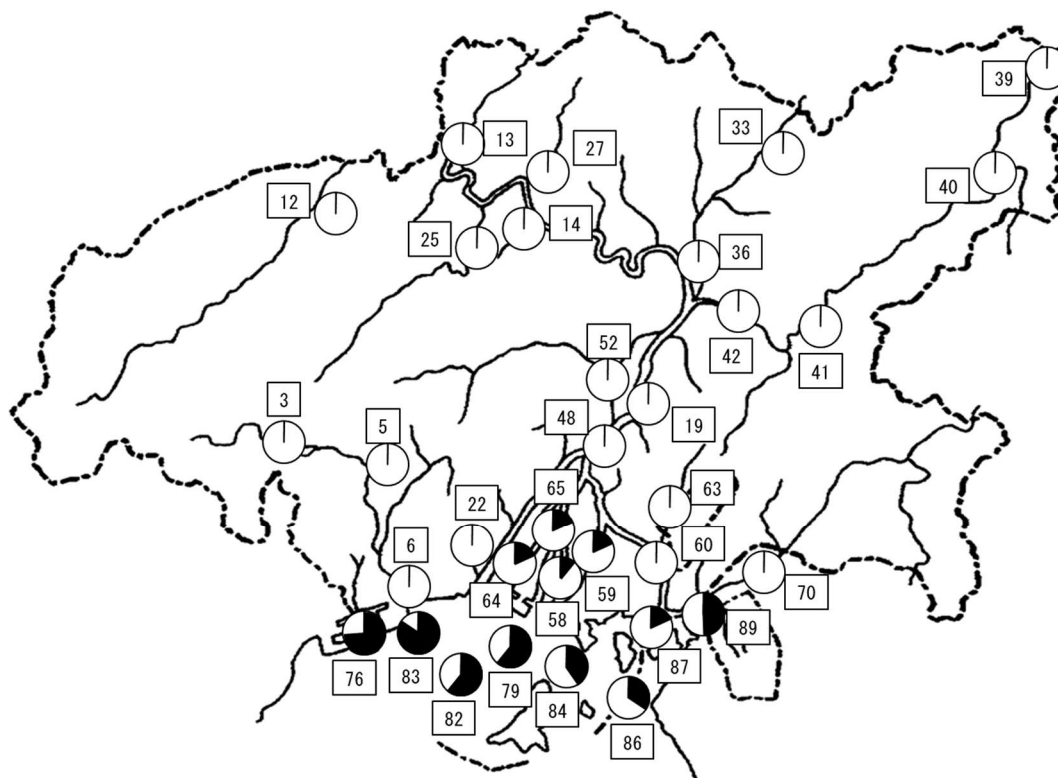


図29 河川及び海域における環境基準達成状況（令和4年度）

番号	測定地点名	x/y	番号	測定地点名	x/y	(注)
3	魚切貯水池上流	0/12	52	五軒屋	0/12	
5	郡橋	0/12	58	舟入橋	1/12	1 x/y=環境基準に適合しない日数 ／総測定日数
6	泉橋	0/12	59	御幸橋	2/12	
12	水内川河口	0/12	60	仁保橋	0/12	2 河川についてはBOD、海域についてはCOD を判定項目としています。
13	高山川下流	0/12	63	新大州橋	0/12	
14	壬辰橋	0/12	64	昭和大橋	2/12	3 グラフの見方 環境基準に適合しない割合(x/y) 環境基準に適合する割合(1-x/y) x/y≤25%の場合、環境基準に適合 していると判断します。
19	戸坂上水道取水口	0/12	65	南大橋	2/12	
22	旭橋	0/12	70	日浦橋	0/12	
25	吉山川（川井橋）	0/12	76	26番地点	9/12	
27	宇津橋	0/12	79	江波沖	7/12	
33	人甲川合流前	0/12	82	12番地点	7/12	
36	根の谷橋	0/12	83	17番地点	11/12	
39	見坂川下流	0/12	84	宇品・似島中間点	5/12	
40	関川下流	0/12	86	金輪島南	4/12	
41	狩留家	0/12	87	仁保沖	2/12	
42	深川橋	0/12	89	海田湾中央	6/12	
48	東原	0/12				

(5) 生活環境項目調査結果（河川）

（令和4年度）

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌数		COD
				最小～最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (CFU/100ml)	x/y	平均 (mg/L)
岡ノ下川	1	千同橋	—	7.9～9.3	—/2	13	—/2	1.5	—/2	1	—/2	97	—/2	2.5
	2	岡ノ下川		7.4～8.8	—/12	9.4	—/12	2.2	—/12	10	—/12	360	—/12	4.0
八幡川上流	3	魚切貯水池上流	A	7.1～7.7	0/12	10	0/12	0.7	0/12	2	0/12	230	2/12	1.5
	4	魚切貯水池		7.1～9.0	3/24	9.7	0/24	1.2	3/24	3	0/24	25	0/12	2.6
	5	郡橋		7.6～8.4	0/12	11	0/12	1.1	0/12	2	0/12	150	1/12	2.4
八幡川下流	6	泉橋	B	7.5～8.2	0/12	11	0/12	1.5	0/12	3	0/12	130	0/12	2.8
	7	八幡川河口		7.3～8.3	0/12	10	0/12	1.7	1/12	2	0/12	130	0/12	2.4
石内川	8	原田下橋	—	7.9～8.0	—/2	9.6	—/2	1.4	—/2	2	—/2	110	—/2	2.4
	9	鳴谷橋		7.5～7.7	—/2	10	—/2	1.3	—/2	2	—/2	210	—/2	2.1
	10	石内川河口		7.4～9.1	—/12	10	—/12	1.3	—/12	2	—/12	110	—/12	2.1
梶毛川	11	梶毛川河口	—	7.3～7.6	—/4	9.2	—/4	0.9	—/4	3	—/4	200	—/4	2.0
水内川	12	水内川河口	A	7.1～8.1	0/12	11	0/12	0.7	0/12	1	0/12	20	0/12	1.2
太田川上流 (二)	13	高山川下流	A	7.2～7.7	0/12	11	0/12	0.7	0/12	1	0/12	18	0/12	1.5
	14	壬辰橋		7.2～8.3	0/12	11	0/12	0.8	0/12	1	0/12	15	0/12	1.4
	15	行森川合流点		7.4～8.6	1/12	10	0/12	0.9	0/12	1	0/12	25	0/12	1.4
太田川上流	16	太田川橋	A	7.3～8.8	2/12	11	0/12	0.8	0/12	1	0/12	14	0/12	1.5
	17	玖村		7.4～8.1	0/12	11	0/12	0.9	0/12	2	0/12	14	0/12	1.7
	18	矢口川上流		7.2～8.4	0/48	10	0/48	0.8	0/48	2	0/48	33	0/12	1.6
	19	戸坂上水道取水口		7.2～8.1	0/12	10	0/12	0.9	0/12	1	0/12	20	0/12	1.6
	20	大芝水門		7.0～7.3	0/12	10	0/12	0.9	0/12	2	0/12	76	1/12	1.7
太田川下流	21	己斐橋	B	7.4～8.0	0/12	8.4	0/12	1.5	0/12	2	0/12	52	0/12	2.3
	22	旭橋		7.6～8.2	0/24	8.4	0/24	1.3	0/24	3	0/24	400	2/12	3.2
小河内川	23	小河内川河口	—	7.4～7.8	—/2	11	—/2	0.6	—/2	1	—/2	33	—/2	1.8
吉山川	24	戸山川	A	7.3～7.6	0/6	10	0/6	0.7	0/6	1	0/6	190	1/6	1.3
	25	吉山川(川井橋)		7.2～8.1	0/12	10	0/12	0.8	0/12	1	0/12	95	1/12	1.4
鈴張川	26	横原橋	A	7.6～8.2	0/6	10	0/6	0.8	0/6	1	0/6	42	0/6	1.4
	27	宇津橋		7.5～9.0	1/12	10	0/12	0.9	0/12	1	0/12	73	0/12	1.3
後山川	28	後山川河口	—	7.8～8.8	—/2	11	—/2	1.0	—/2	1	—/2	170	—/2	2.0
大毛寺川	29	灰川橋	—	7.4～8.0	—/12	10	—/12	1.0	—/12	1	—/12	1100	—/12	1.5
大井出川	30	大井出川河口	—	7.6～8.1	—/2	10	—/2	0.8	—/2	1	—/2	310	—/2	1.6
帆待川	31	帆待川河口	—	7.7～8.5	—/2	13	—/2	1.5	—/2	3	—/2	900	—/2	2.7
新川	32	新川樋門	—	7.4～7.8	—/2	11	—/2	1.0	—/2	2	—/2	1000	—/2	1.4
根谷川上流	33	人甲川合流前	A	7.3～7.6	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	78	0/12	1.4
根谷川下流	34	桐原川合流前	B	7.6～8.3	0/12	10	0/12	0.9	0/12	2	0/12	130	0/12	1.8
	35	土居橋		7.5～8.2	0/12	11	0/12	0.9	0/12	2	0/12	170	0/12	2.0
	36	根の谷橋		7.2～9.9	13/48	10	0/48	0.9	0/48	2	0/48	43	0/12	1.8
桐原川	37	桐原川	—	7.5～7.7	—/2	11	—/2	0.9	—/2	4	—/2	300	—/2	1.7
南原川	38	南原川	—	7.4～7.5	—/4	10	—/4	0.6	—/4	1	—/4	170	—/4	1.3
三篠川	39	見坂川下流	A	7.3～7.5	0/12	8.6	2/12	0.6	0/12	1	0/12	33	0/12	1.6
	40	関川下流		7.6～7.8	0/12	10	0/12	1.0	0/12	5	0/12	150	1/12	2.4
	41	狩留家		7.5～7.6	0/12	9.6	0/12	0.9	0/12	7	0/12	77	0/12	2.1
	42	深川橋		8.0～8.9	4/12	11	0/12	0.8	0/12	5	0/12	27	0/12	2.0
関川	44	関川	—	7.7～7.9	—/4	9.9	—/4	0.8	—/4	3	—/4	320	—/4	2.7
小河原川	45	小河原川	—	7.6～7.7	—/4	9.0	—/4	0.8	—/4	2	—/4	460	—/4	2.0
落合川	46	落合川河口	—	7.5～7.6	—/2	9.6	—/2	0.7	—/2	2	—/2	1100	—/2	1.9
戸坂川	47	戸坂川河口	—	9.7～9.9	—/2	14	—/2	1.5	—/2	2	—/2	8	—/2	3.6
古川下流	48	東原	B	7.4～9.2	1/48	9.8	0/48	0.9	0/48	4	0/48	300	1/12	2.1
安川	49	大塚川下流	B	7.6～8.6	1/12	10	0/12	1.3	0/12	1	0/12	16000	9/12	2.4
	50	下地	A	7.6～9.0	1/12	11	0/12	1.0	0/12	2	0/12	840	1/12	2.1
	51	上安		7.5～9.1	1/12	11	0/12	1.0	0/12	2	0/12	450	0/12	2.0
	52	五軒屋		7.5～8.6	1/12	10	0/12	1.0	0/12	2	0/12	440	1/12	2.1

（次ページに続く）

(前ページからの続き)

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌数		COD
				最小～最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (CFU/100ml)	x/y	平均 (mg/L)
奥畑川	53	奥畑川	—	7.5～7.9	—/4	10	—/4	0.7	—/4	1	—/4	110	—/4	1.6
大塚川	54	大塚川	—	7.7～8.1	—/4	10	—/4	3.3	—/4	2	—/4	1700000	—/4	4.3
新安川	55	長束駅入口	—	7.2～8.7	—/2	11	—/2	1.1	—/2	3	—/2	190	—/2	2.5
山本川	56	新天王橋下	—	7.8～7.9	—/2	9.6	—/2	1.3	—/2	1	—/2	850	—/2	2.4
八幡川	57	戸島橋	—	8.3～8.8	—/2	12	—/2	1.2	—/2	3	—/2	890	—/2	2.7
旧太田川	58	舟入橋	A	7.3～8.3	0/24	9.1	4/24	1.3	3/24	5	0/24	240	3/12	3.2
京橋川	59	御幸橋	A	7.1～8.2	0/24	8.4	7/24	1.3	5/24	3	0/24	46	0/12	2.6
猿猴川	60	仁保橋	B	7.1～8.1	0/24	8.2	0/24	1.6	2/24	4	0/24	220	0/12	2.7
府中大川	62	下鶴江橋	—	7.8～8.6	1/4	9.9	0/4	0.9	0/4	1	0/4	330	—/4	2.2
	63	新大州橋	D	7.4～8.2	0/12	8.5	0/12	1.5	0/12	9	0/12	6400	—/12	3.4
天満川	64	昭和大橋	A	7.5～8.4	0/24	8.8	4/24	1.3	4/24	6	1/24	270	3/12	3.3
元安川	65	南大橋	A	7.4～8.3	0/24	9.1	4/24	1.4	4/24	5	0/24	150	2/12	3.2
的場川	66	新月見橋	—	8.0～8.2	—/2	9.6	—/2	1.8	—/2	14	—/2	160	—/2	3.7
瀬野川	67	一貫田	B	7.6～7.7	0/12	9.9	0/12	1.1	0/12	2	0/12	120	0/12	1.9
	68	高部		7.6～7.8	0/12	9.9	0/12	1.0	0/12	2	0/12	150	0/12	1.8
	69	貫道		7.5～7.7	0/12	9.7	0/12	1.1	0/12	2	0/12	140	0/12	1.9
	70	日浦橋		7.8～9.0	3/12	11	0/12	0.7	0/12	1	0/12	100	0/12	2.0
熊野川	71	熊野川河口	—	7.6～7.6	—/4	9.7	—/4	1.2	—/4	3	—/4	1200	—/4	2.0
畑賀川	72	畑賀川河口	—	7.8～7.9	—/4	10	—/4	1.0	—/4	2	—/4	310	—/4	2.0
尾崎川	73	自衛隊前クリーク	—	7.6～7.8	—/2	5.4	—/2	2.2	—/2	4	—/2	1300	—/2	4.3
矢野川	74	矢野川	—	7.8～7.9	—/4	11	—/4	1.2	—/4	3	—/4	610	—/4	2.1
宮下川	75	極楽橋	—	7.5～7.6	—/2	9.6	—/2	1.8	—/2	1	—/2	3900	—/2	2.4

注 m：環境基準値不適合の検体数 n：総検体数
x：環境基準値不適合の日数 y：総測定日数

(6) 生活環境項目調査結果（海域）

(令和4年度)

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		COD		油分等		大腸菌数	
				最小～最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (CFU/100ml)	x/y
五日市・廿日市	76	26番地点	A	8.0～8.8	7/24	8.8	5/24	2.9	17/24	N.D.	0/12	8	2/12
広島市 地先海域	77	太田川河口沖	A	7.9～8.8	4/24	8.1	6/24	2.5	5/24	N.D.	0/12	59	2/12
	78	天満川河口沖		7.9～8.6	5/24	8.4	7/24	2.5	18/24	N.D.	0/12	59	1/12
	79	江波沖		8.0～8.6	5/24	8.2	7/24	2.4	12/24	N.D.	0/12	50	1/12
	80	旧太田川河口沖		7.9～8.6	4/24	8.3	9/24	2.5	14/24	N.D.	0/12	77	1/12
	81	元宇品沖		7.9～9.0	7/24	8.6	9/24	2.5	12/24	N.D.	0/12	18	0/12
広島湾	82	12番地点	A	7.9～8.9	6/24	8.7	4/24	2.4	12/24	N.D.	0/12	41	2/12
	83	17番地点		7.9～8.9	7/24	8.9	3/24	3.0	19/24	N.D.	0/12	10	1/12
	84	宇品・似島中間点		8.0～9.0	8/36	8.4	9/36	2.3	13/36	N.D.	0/12	3	1/12
	86	金輪島南		7.9～8.9	5/36	8.3	10/36	2.1	12/36	N.D.	0/12	6	1/12
海田湾	87	仁保沖	B	7.9～8.9	6/24	8.7	0/24	2.8	5/24	N.D.	0/12	44	—/12
	88	猿猴川河口沖		7.8～8.5	3/24	7.7	1/24	2.7	6/24	N.D.	0/12	110	—/12
	89	海田湾中央		7.8～8.7	5/24	8.3	1/24	3.2	9/24	N.D.	0/12	38	—/12

注 m：環境基準値不適合の検体数 n：総検体数 N.D.：検出されず（定量下限値未満）
x：環境基準値不適合の日数 y：総測定日数

(7) 健康項目等調査結果（河川27地点、海域8地点）

（令和4年度）

測定項目	環境基準	定量下限値 (mg/L)	m/n	最大値(mg/L)
カドミウム	0.003mg/L以下	0.0003	0/67	N.D.
シアン	検出されないこと。	0.1	0/67	N.D.
鉛	0.01mg/L以下	0.005	0/85	N.D.
六価クロム	0.02mg/L以下	0.01	0/67	N.D.
ヒ素	0.01mg/L以下	0.005	0/75	N.D.
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005	0/67	N.D.
アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005	0/0	—
PCB	検出されないこと。	0.0005	0/60	N.D.
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002	0/47	N.D.
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002	0/47	N.D.
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004	0/47	N.D.
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.002	0/44	N.D.
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004	0/44	N.D.
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	0.0005	0/44	N.D.
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.0006	0/44	N.D.
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001	0/44	N.D.
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005	0/44	N.D.
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.0002	0/44	N.D.
チウラム	0.006mg/L以下	0.0006	0/44	N.D.
シマジン	0.003mg/L以下	0.0003	0/44	N.D.
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.002	0/44	N.D.
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001	0/44	N.D.
セレン	0.01mg/L以下	0.002	0/44	N.D.
硝酸性・亜硝酸性窒素	10mg/L以下	0.01	0/126	1.2
ふっ素	0.8mg/L以下	0.08	0/36	0.62
ほう素	1mg/L以下	0.01	0/36 ^{注2}	2.6 ^{注2}
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005	0/44	N.D.

注1 m：環境基準値不適合の検体数 n：総検体数 N.D.：検出されず(定量下限値未満)

注2 ほう素は海水に相当量含まれる物質で、環境基準は河川にのみ適用されるが、最大値検出地点は海に近く、最大値検出の際に海水の影響が認められたため、環境基準値不適合としていない。

(8) 海域の全窒素及び全りんに係る水質調査結果（表層）

（令和4年度）

水 域 名	類型	地点 番号	測 定 地 点 名	全 窒 素			全 り ん		
				平均 (mg/L)	m/n	達 成 状 況	平均 (mg/L)	m/n	達 成 状 況
広島湾北部	Ⅲ		◎ 1 8 番 地 点	0.26	0/12		0.029	0/12	
		76	2 6 番 地 点	0.33	0/12		0.057	6/12	
		82	◎ 1 2 番 地 点	0.19	0/12		0.053	6/12	
		79	江 波 沖	0.19	0/12		0.039	3/12	
		83	1 7 番 地 点	0.33	1/12		0.088	11/12	
		84	宇品・似島中間点	0.14	0/12		0.045	4/12	
		87	◎ 仁 保 沖	0.38	1/12		0.058	6/12	
		89	海 田 湾 中 央	0.42	2/12		0.075	6/12	
全窒素・全りに係る環境基準点年間平均値				0.28	—	○	0.047	—	○
広島湾南部	Ⅱ	86	◎ 金 輪 島 南	0.21	3/12		0.041	8/12	
			◎ 1 4 番 地 点	0.16	0/12		0.024	3/12	
			◎ 3 0 番 地 点	0.16	0/12		0.022	1/12	
全窒素・全りに係る環境基準点年間平均値				0.18	—	○	0.029	—	○

注 m：環境基準値不適合の検体数 n：総検体数

◎は海域の全窒素・全りに係る環境基準

(9) 栄養塩類調査結果（河川）

単位：mg/L

（令和4年度）

水 域	地点 番号	測定地点名	全 窒 素	アンモニア 態 窒 素	亜 硝 酸 態 窒 素	硝 酸 態 窒 素	全 り ん	りん酸態 り ん
八幡川上流	3	魚切貯水池上流	0.70	<0.01	0.005	0.71	0.027	0.016
	4	魚 切 貯 水 池	0.69	0.02	0.012	0.55	0.025	0.005
	5	郡 橋	0.62	<0.01	0.009	0.54	0.043	0.020
八幡川下流	6	泉 橋	0.66	<0.01	0.008	0.56	0.044	0.023
水 内 川	12	水 内 川 河 口	0.27	<0.01	<0.005	0.22	0.004	0.003
太田川上流 （二）	13	高 山 川 下 流	0.39	—	0.006	0.31	0.010	—
	14	壬 辰 橋	0.42	0.01	0.006	0.31	0.010	—
太田川上流	16	太 田 川 橋	0.43	0.01	0.006	0.31	0.009	0.004
	17	玖 村	0.44	0.01	0.006	0.30	0.011	0.005
	18	矢 口 川 上 流	0.44	0.01	0.006	0.31	0.010	0.004
	19	戸坂上水道取水口	0.38	0.01	<0.005	0.34	0.013	0.004
太田川下流	22	旭 橋	0.46	0.18	0.014	0.15	0.031	—
吉 山 川	25	吉山川（川井橋）	0.65	0.01	<0.005	0.56	0.023	0.015
鈴 張 川	27	宇 津 橋	0.70	0.01	0.006	0.65	0.031	0.024
根谷川上流	33	人 甲 川 合 流 前	0.89	<0.01	<0.005	0.85	0.009	0.007
根谷川下流	36	根 の 谷 橋	0.93	0.02	0.008	0.77	0.025	0.014
三 篠 川	40	関 川 下 流	0.71	0.02	0.013	0.51	0.045	0.042
	41	狩 留 家	0.62	0.02	0.012	0.42	0.033	0.022
	42	深 川 橋	0.55	0.01	0.010	0.38	0.026	0.017
古 川 下 流	48	東 原	0.70	0.01	0.008	0.53	0.021	0.012
安 川	52	五 軒 屋	1.0	<0.01	0.012	0.81	0.029	0.018
旧 太 田 川	58	舟 入 橋	0.47	—	0.008	0.30	0.020	—
京 橋 川	59	御 幸 橋	0.47	0.07	0.012	0.17	0.039	0.019
猿 猴 川	60	仁 保 橋	0.47	0.06	0.010	0.14	0.046	0.018
府 中 大 川	63	新 大 州 橋	0.99	0.15	0.027	0.56	0.12	0.092
天 満 川	64	昭 和 大 橋	0.47	—	0.008	0.25	0.026	—
元 安 川	65	南 大 橋	0.46	—	0.007	0.28	0.021	—
瀬 野 川	70	日 浦 橋	0.67	—	0.011	0.74	0.024	—

注 各項目の数値は、年平均値です。

(10) 要監視項目調査結果（河川）

単位：mg/L

（令和4年度）

水 域 名	八幡川 上流	八幡川 下流	水内川	太田川上 流（二）	太田川 上流	根谷川 上流	三篠川	古川下流	瀬野川		指針値	定量 下限値
地点番号	3	6	12	14	17	33	40	48	67	70		
測定地点名	魚切貯水池上流	泉橋	水内川 河口	壬辰橋	玖村	人甲川 合流前	関川下流	東原	一貫田	日浦橋		
クロロホルム	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.06 以下	0.001
トランス-1,2- ジクロロエチレン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.04 以下	0.001
1,2-ジクロロ プロパン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.06 以下	0.001
p-ジクロロ ベンゼン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.2 以下	0.001
イソキサチオン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.008 以下	0.0002
ダイアジノン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.005 以下	0.0001
フェニトロチオン （MEP）	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.003 以下	0.0002
イソプロチオラン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.04 以下	0.0005

（次ページに続く）

(前ページからの続き)

水域名	八幡川 上流	八幡川 下流	水内川	太田川上 流 (二)	太田川 上流	根谷川 上流	三篠川	古川下流	瀬野川		指針値	定量 下限値
地点名	魚切貯水 池上流	泉橋	水内川 河口	壬辰橋	玖村	人甲川 合流前	関川下流	東原	一貫田	日浦橋		
地点番号	3	6	12	14	17	33	40	48	67	70		
オキシ銅 (有機銅)	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.04 以下	0.002
クロタロニル (T P N)	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.05 以下	0.0005
プロピザミド	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.008 以下	0.0001
E P N	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.006 以下	0.0005
ジクロロボス (D D V P)	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.008 以下	0.0005
フェノブカルブ (B P M C)	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.03 以下	0.0001
イプロベンホス (I B P)	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.008 以下	0.0001
クロロニトロ フェン (C N P)	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	0.0001
トルエン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.6 以下	0.01
キシレン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.4 以下	0.01
フタル酸 ジエチルヘキシル	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.06 以下	0.005
ニッケル	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	0.001
モリブデン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.07 以下	0.007
アンチモン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.02 以下	0.001
塩化ビニル モノマー	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.002 以下	0.0002
エピクロロ ヒドリン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	0.0004 以下	0.00004
全マンガン	—	N. D.	—	—	N. D.	—	—	—	—	0.005	0.2 以下	0.005
ウラン	—	0.0007	—	—	N. D.	—	—	—	—	0.0008	0.002 以下	0.0002
PFOS及びPFOA	0.00000 09	0.00000 58	0.00000 03	0.00000 19	—	0.00000 42	0.00000 87	0.00000 70	0.000036	0.000018	0.00005 以下 (暫定)	0.00000 03

注1 N. D. : 検出されず(定量下限値未満) なお、玖村(地点番号17)におけるトルエン及びキシレンの
定量下限値は0.001mg/L、全マンガンの定量下限値は0.02mg/L

注2 PFOSはペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOAはペルフルオロオクタノ酸の略

(11) 洗剤残存調査結果

(令和4年度)

水 域 名	地点番号	測 定 地 点 名	LAS (mg/L)
八 幡 川 下 流	6	泉 橋	0.0006～0.0023
太 田 川 上 流	19	戸 坂 上 水 道 取 水 口	N. D.
鈴 張 川	27	宇 津 橋	0.0007～0.0024
根 谷 川 下 流	36	根 の 谷 橋	N. D. ～0.0008
三 篠 川	42	深 川 橋	N. D. ～0.0008
古 川 下 流	48	東 原	0.0006～0.0026
猿 猴 川	60	仁 保 橋	N. D. ～0.0007
府 中 大 川	63	新 大 州 橋	0.0031～0.013
瀬 野 川	70	日 浦 橋	N. D. ～0.0010

注 定量下限値 (mg/L) : 0.0006 N. D. : 検出されず(定量下限値未満)

(12) 底質調査結果

(令和4年度)

水域名	地点 番号	測定地点名	pH	COD (mg/g)	強熱減量 (%)	腐化物総量 (mg/g)	含水率 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	ヒ素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	銅 (mg/kg)	クロム (mg/kg)	酸化還元電位 (mV)
八幡川下流	7	八幡川河口	7.5	0.6	0.6	<0.1	21.8	<0.05	3.5	0.9	<0.01	<0.01	<0.01	4.9	<1	237
太田川上流	19	戸坂上水道 取水口	6.7	1.0	1.1	<0.1	28.1	0.09	8.6	3.8	<0.01	<0.01	<0.01	10	<1	208
太田川下流	22	旭 橋	7.6	0.4	0.9	<0.1	22.3	<0.05	3.5	1.4	<0.01	<0.01	<0.01	3.9	<1	141
旧太田川	58	舟入橋	7.7	0.7	1.0	<0.1	20.7	<0.05	6.0	2.3	0.01	<0.01	<0.01	7.3	4	70
京橋川	59	御幸橋	7.0	56	19.3	0.9	44.4	0.56	36	13	0.13	<0.01	<0.01	45	5	-313
猿猴川	60	仁保橋	7.6	32	8.3	1.3	39.5	0.32	25	5.2	0.15	<0.01	<0.01	39	1	-402
猿猴川	61	向洋入江	7.6	23	13.5	0.9	42.7	0.54	38	10	0.25	<0.01	<0.01	58	1	-375
天満川	64	昭和大橋	7.2	31	12.5	0.4	38.9	0.46	29	13	0.12	<0.01	<0.01	41	<1	-338
元安川	65	南大橋	7.7	0.8	1.0	<0.1	20.3	<0.05	5.3	2.1	0.01	<0.01	<0.01	6.4	2	143
瀬野川	70	日浦橋	7.6	0.3	0.5	<0.1	22.8	<0.05	3.3	0.6	<0.01	<0.01	<0.01	4.0	1	205
広島湾	85	金輪島西岸	7.8	16	16.4	0.3	44.3	0.44	38	6.4	0.41	<0.01	<0.01	43	12	-455
猿猴川		猿猴橋	7.1	31	8.8	0.4	37.6	—	—	—	—	—	—	—	—	-268
元安川		元安橋	7.5	7.3	2.6	<0.1	26.8	—	—	—	—	—	—	—	—	-320

(13) 地下水質調査結果

単位：mg/L

(令和4年度)

区分	地点	測定地点名	測定 回数	カドミ ウム	全 シアン	鉛	六 価 クロム	ヒ 素	総水銀	P C B	ジクロ ロメタ ン	四塩化 炭 素	クロロ エチレ ン	1,2 - ジクロ ロエタ ン	1,1 - ジクロ ロエチ レン	1,2 - ジクロ ロエチ レン	1,1,1- トリク ロロエ タン
概 況 調 査	1	東区	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	2	西区	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	3	安佐南区①	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	4	安佐南区②	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	5	安佐北区①	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.009	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	6	安佐北区②	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	7	安佐北区③	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	8	安芸区	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	9	佐伯区①	1	N. D.	N. D.	0.005	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	10	佐伯区②	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
継 続 監 視 調 査	11	中区	2	—	—	N. D.	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	N. D.	N. D.
	12	西区①	2	—	—	N. D.	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	N. D. ～ 0.004	N. D.
	13	西区②	2	—	—	N. D.	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	N. D.	N. D.
	14	安佐南区	2	—	—	N. D.	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	N. D. 0.006 ～ 0.007	N. D.
	15	安佐北区①	2	—	—	N. D.	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	N. D.	N. D.
	16	安佐北区②	2	—	—	N. D.	—	0.006 ～ 0.007	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	N. D.	N. D. 0.0007 ～ 0.0009
	17	安佐北区③	2	—	—	N. D.	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	N. D.	N. D.
環 境 基 準 値				0.003 以下	検出さ れない こと。	0.01 以下	0.02 以下	0.01 以下	0.000 5以下	検出さ れない こと。	0.02 以下	0.002 以下	0.002 以下	0.004 以下	0.1 以下	0.04 以下	1以下

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

区分	地点	測定地点名	測定回数	1, 1, 2 - トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3 - ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ペベン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4 - ジオキサン
概況調査	1	東区	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3. 4	0. 12	0. 01	N. D.
	2	西区	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1. 6	0. 12	0. 01	N. D.
	3	安佐南区①	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1. 7	0. 10	0. 01	N. D.
	4	安佐南区②	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2. 5	0. 08	N. D.	N. D.
	5	安佐北区①	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0. 08	4. 0	N. D.	N. D.
	6	安佐北区②	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3. 4	N. D.	0. 01	N. D.
	7	安佐北区③	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2. 0	0. 08	0. 01	N. D.
	8	安芸区	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3. 8	N. D.	0. 01	N. D.
	9	佐伯区①	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1. 3	N. D.	N. D.	N. D.
	10	佐伯区②	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1. 0	0. 13	N. D.	N. D.
継続監視調査	11	中区	2	—	N. D.	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D. ～ 2. 3	0. 15～ 0. 18	0. 10	—
	12	西区①	2	—	N. D.	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D. ～ 0. 01	0. 32～ 0. 33	0. 03～ 0. 04	—
	13	西区②	2	—	N. D.	N. D. ～ 0. 0006	—	—	—	—	N. D.	—	1. 5～ 3. 6	0. 13～ 0. 14	0. 05～ 0. 06	—
	14	安佐南区	2	—	0. 001	0. 0009	—	—	—	—	N. D.	—	N. D. ～ 0. 01	0. 61～ 0. 66	0. 13	—
	15	安佐北区①	2	—	N. D.	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	0. 73～ 0. 74	N. D.	N. D.	—
	16	安佐北区②	2	—	N. D.	0. 0005 ～ 0. 0007	—	—	—	—	N. D.	—	0. 98～ 1. 0	0. 24～ 0. 25	N. D.	—
	17	安佐北区③	2	—	0. 001 ～ 0. 002	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	0. 25～ 0. 27	N. D.	N. D.	—
環境基準値				0.006 以下	0. 01 以下	0. 01 以下	0. 002 以下	0. 006 以下	0. 003 以下	0. 02 以下	0. 01 以下	0. 01 以下	10 以下	0. 8 以下	1以下	0. 05 以下

注 1 N. D. : 検出されず(定量下限値未満)

注 2 環境基準の達成状況は、年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。

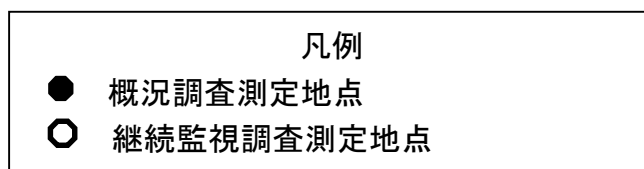
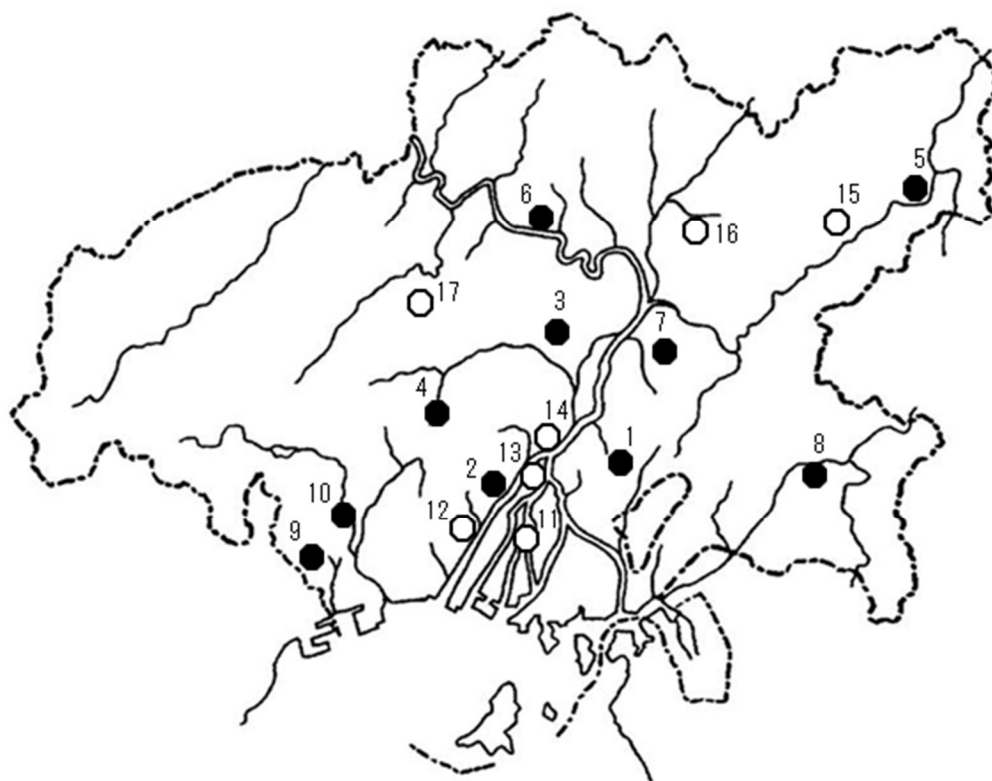


図30 地下水調査地点（令和4年度）

3 騒音・振動関係

(1) 道路交通騒音に関する環境基準適合状況（路線別適合率）

(令和4年度)

道路種別	路線名称	評価 区間 数	対象 戸数 (百戸)	環境基準 適合率(%)		道路種別	路線名称	評価 区間 数	対象 戸数 (百戸)	環境基準 適合率(%)	
				昼間	夜間					昼間	夜間
高速自動車道	山陽自動車道	20	24	95	94	一般県道	宇津可部線	5	3	100	100
高速自動車道	中国自動車道	5	1	100	100	一般県道	勝木安古市線	5	6	99	99
高速自動車道	広島自動車道	8	1	96	96	一般県道	今井田緑井線	3	14	99	98
都市高速道路	安芸府中道路(高速1号線)	6	2	95	100	一般県道	八木緑井線	1	15	100	100
都市高速道路	府中仁保道路(高速2号線)	11	9	99	99	一般県道	八木広島線	3	3	100	100
都市高速道路	広島南道路(高速3号線)	7	20	100	100	一般県道	瀬野船越線	3	18	100	100
都市高速道路	広島西風新都線(高速4号線)	1	3	81	81	一般県道	古市広島線	2	45	100	100
一般国道	一般国道2号	29	140	99	88	一般県道	原田五日市線	7	22	97	100
一般国道	一般国道2号(西広島バイパス)	29	71	85	84	一般県道	川角佐伯線	2	1	100	100
一般国道	一般国道2号(東広島バイパス)	3	2	100	100	一般県道	津江八本松線	1	1	100	100
一般国道	一般国道31号	6	5	100	98	一般県道	矢口安古市線	2	14	99	99
一般国道	一般国道54号	22	25	98	93	一般市道	草津鈴が峰線	3	3	99	99
一般国道	一般国道54号(祇園新道)	7	57	100	99	一般市道	霞庚午線	10	38	94	97
一般国道	一般国道54号(佐東拡幅)	4	4	100	99	一般市道	西5区観音井口線	2	2	100	100
一般国道	一般国道54号(可部バイパス)	7	9	100	99	一般市道	横川江波線	5	65	100	99
一般国道	一般国道183号	11	91	99	98	一般市道	中島吉島線	4	40	100	98
一般国道	一般国道191号	13	9	96	97	一般市道	南4区832号線	1	5	99	100
一般国道	一般国道261号	8	2	96	96	一般市道	比治山庚午線	7	48	99	99
一般国道	一般国道433号	4	3	100	100	一般市道	駅前観音線	7	48	100	100
一般国道	一般国道487号	2	44	100	100	一般市道	御幸橋三篠線	7	37	100	100
一般国道	一般国道488号	2	1	100	100	一般市道	草津沼田線	3	4	100	99
主要地方道	浜田八重可部線	1	0.5>	100	100	一般市道	草津沼田線(草津沼田道路)	3	2	74	74
主要地方道	瀬野川福富本郷線	4	4	100	98	一般市道	西4区210号線	1	1	100	100
主要地方道	矢野安浦線	8	20	97	97	一般市道	駅前吉島線	9	59	91	91
主要地方道	広島三次線	38	95	98	100	一般市道	中広宇品線	7	73	100	100
主要地方道	広島豊平線	15	70	99	97	一般市道	松原京橋線	3	1	99	97
主要地方道	安佐豊平芸北線	2	0.5>	97	97	一般市道	常盤橋大芝線	1	17	100	100
主要地方道	五日市筒賀線	5	18	100	100	一般市道	安佐南4区454号線	1	0.5>	100	100
主要地方道	東広島白木線	1	1	100	100	一般市道	安佐南4区453号線	1	3	100	100
主要地方道	大林井原線	1	1	100	100	一般市道	安佐南4区490・739号線、佐伯区371号線	2	3	100	100
主要地方道	広島中島線	17	53	99	99	一般市道	鷹野橋宇品線	4	19	100	100
主要地方道	広島湯来線	13	11	82	85	一般市道	吉島観音線	1	8	100	100
主要地方道	久地伏谷線	4	2	100	100	一般市道	天満矢賀線	2	12	100	100
主要地方道	東海田広島線	10	50	99	95	一般市道	白島牛田線	1	7	100	100
主要地方道	下瀬野海田線	2	3	86	92	一般市道	安佐南4区488, 489号線	2	2	100	100
主要地方道	翠町仁保線	6	11	100	100	一般市道	安佐南3区長束八木線	1	11	100	100
一般県道	府中祇園線	9	41	100	100	一般市道	佐伯1区376号線	1	2	100	100
一般県道	広島海田線	8	37	99	99	一般市道	佐伯1区368・373号線	2	1	100	100
一般県道	瀬野呉線	2	3	98	98	一般市道	西3区82号線	1	10	100	94
一般県道	下佐東線	6	2	94	100	一般市道	長束八木線	1	12	100	100
一般県道	浜田仁保線	1	0.5>	96	92	一般市道	安佐南1区川の内線	1	1	100	100
一般県道	五日市停車場線	1	8	100	100	一般市道	西5区西部流通環状線	2	5	100	100
一般県道	可部停車場線	1	2	100	100	一般市道	安佐南4区486号線	1	0.5>	100	60
一般県道	広島港線	4	18	98	100	一般市道	中1区御幸橋三篠線	3	20	100	100
一般県道	南原峡線	2	2	100	100	一般市道	南4区659号線	1	4	100	100
一般県道	南観音観音線	4	11	100	100	一般市道	南3区比治山東雲線	2	15	100	100
一般県道	中山尾長線	1	10	100	100	一般市道	佐伯1区372号線	1	1	100	100
一般県道	伴広島線	9	48	100	100	一般市道	南1区駅前大州線	1	4	100	100

注1 路線別適合率は、道路沿道の各住居における基準適合を路線別に集計したものです。

注2 環境基準適合率(%)=環境基準適合戸数/対象戸数×100

注3 環境基準を満たしていない対象があっても、環境基準適合率が100(%)となる場合もあります。

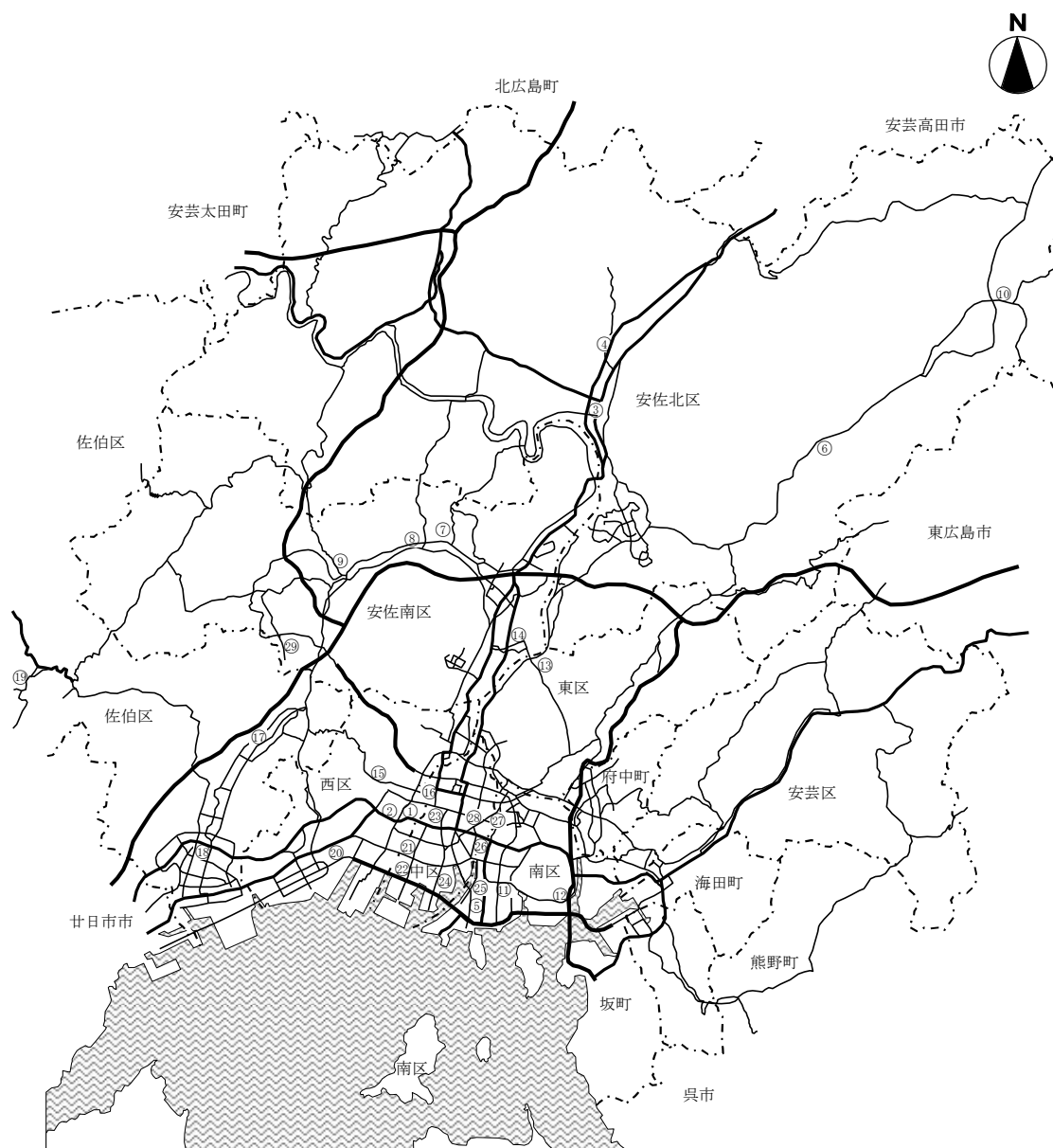
注4 対象戸数は、100戸未満を四捨五入して表記しました(「0.5>」は50戸未満を示します)。

(2) 道路交通騒音・振動測定結果

(令和4年度)

番号	評価区間名称	測定地点	道路近傍騒音 LAeq (dB)		自動車騒音 (3日間のエネルギー平均値) LAeq (dB)				振動 (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道2号(西広島バイパス)	西区観音本町1丁目12番	67	63						
2	一般国道2号(西広島バイパス)	西区己斐本町2丁目21番	64	59	63	○	58	○	40	○38
3	一般国道54号(可部バイパス)	安佐北区可部5丁目9番	59	56						
4	一般国道54号	安佐北区可部町大字上町屋	68	64						
5	一般国道487号	南区宇品御幸4丁目1番	67	59						
6	広島三次線	安佐北区白木町大字三田	68	64						
7	広島豊平線	安佐南区安東2丁目14番	72	66						
8	広島豊平線	安佐南区高取北1丁目11番	69	64						
9	広島豊平線	安佐南区伴東4丁目28番	69	63						
10	東広島白木線	安佐北区白木町大字小越	67	61						
11	翠町仁保線	南区宇品東2丁目1番	64	58						
12	翠町仁保線	南区日字那町5番	56	51						
13	府中祇園線	東区戸坂中町6番	66	62						
14	府中祇園線	安佐南区東原1丁目2番	65	62						
15	伴広島線	西区己斐中2丁目2番	66	61						
16	伴広島線	中区榎町10番	69	63						
17	原田五日市線	佐伯区五日市町大字石内	70	63	70	○	63	○	44	○37
18	原田五日市線	佐伯区五日市中央6丁目3番	64	60						
19	川角佐伯線	佐伯区湯来町大字白砂	67	57						
20	西5区観音井口線	西区草津新町1丁目21番	64	60						
21	横川江波線	中区舟入南2丁目7番	65	57						
22	横川江波線	中区江波西1丁目28番	66	59						
23	中島吉島線	中区加古町10番	61	55						
24	中島吉島線	中区光南1丁目4番	65	59						
25	南4区832号線	南区宇品西1丁目2番	67	60	67	○	60	○	42	○32
26	御幸橋三篠線	中区南竹屋町10番	63	57						
27	駅前吉島線	中区東平塚町1番	68	63						
28	駅前吉島線	中区富士見町11番	63	58	64	○	57	○	31	○26
29	佐伯1区372号線	佐伯区石内北1丁目14番	60	50						

- 注1 自動車騒音(3日間のエネルギー平均値)及び道路交通振動の○印は、自動車騒音の限度内であることを、
×印は、自動車騒音の限度を超過すること又は道路交通振動の限度を超過することを示します。
- 注2 道路近傍騒音及び自動車騒音(3日間のエネルギー平均値)の時間区分で、昼間とは午前6時から午後10時までを、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までを示します。
- 注3 道路交通振動の時間区分で、昼間とは午前7時から午後7時までを、夜間とは午後7時から翌日午前7時を示します。



縮尺 1 : 200,000

調査位置図凡例	
市区境界	-----
高速道路	—————
国道	—————
その他の道路	—————
海域	~~~~~

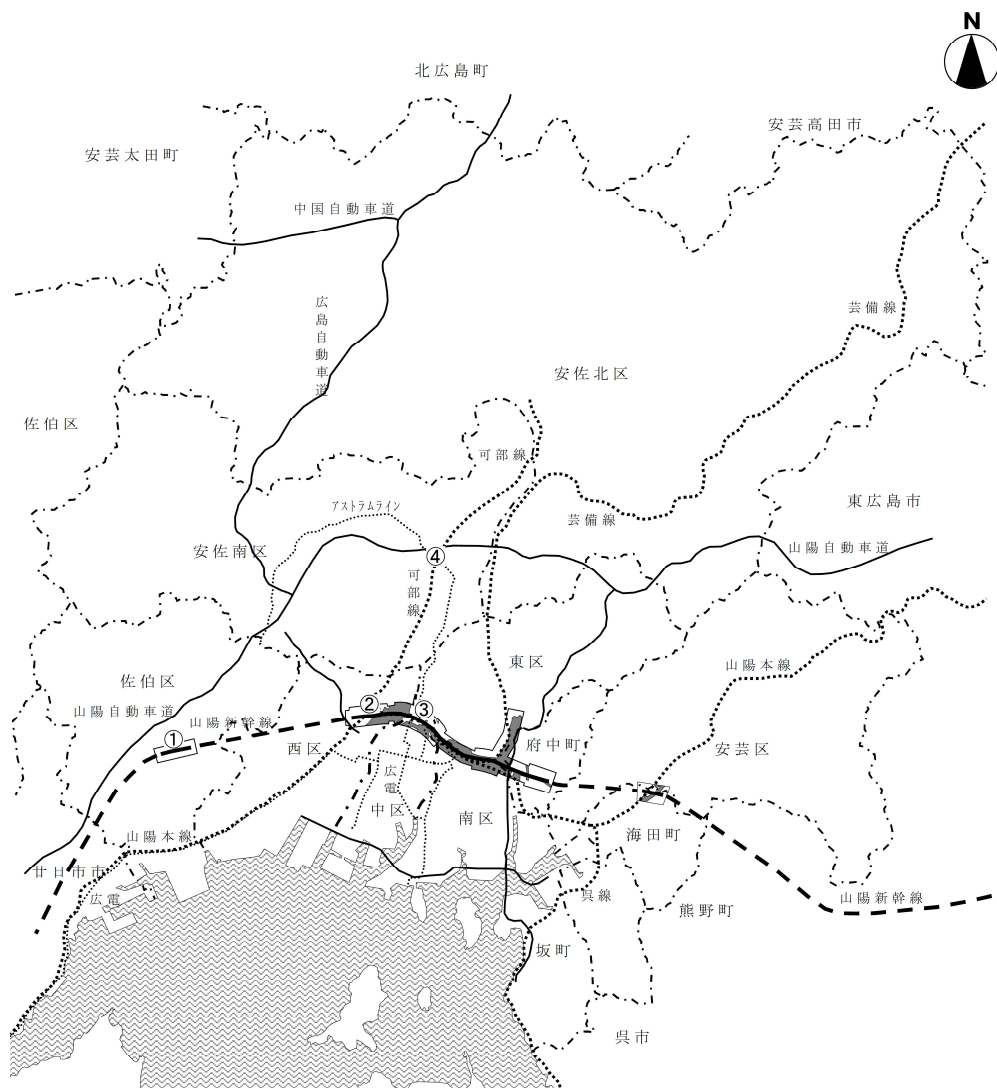
図3 1 道路交通騒音・振動測定地点（令和4年度）

(3) 鉄道騒音・振動測定結果

地点 番号	区分	測定地点 (用途地域)	測定 年月日	軌道構造	防音壁 の種類 (軌道面 からの 高さ)	列車 速度 (km/h)	軌道 中心 からの 距離 (m)	騒音 レベル (dB (A))	振動 レベル (dB)
1	新幹線	佐伯区利松二丁目 市道 (第1種住居地域)	令和5年 1月5日	高架橋(ラーメン) (8.4m) スラブ (防振スラブマット有)	逆L (吸音材有) (2.03m)	258	12.5	77	－
						259	25	75	50
						260	50	70	49
						261	100	65	－
2	新幹線	西区横川新町 太田川河川敷 (市街化調整区域)	令和5年 1月6日	PC桁 (18.4m) バラスト (バラストマット有)	直型 (1.50m)	155	12.5	61	－
						155	25	63	45
						156	50	60	45
						154	100	59	－
3	新幹線	中区西白島町 本川土手 (第2種住居地域)	令和5年 1月19日	合成桁 (15.0m) バラスト (バラストマット有)	逆L (2.05m)	124	12.5	76	－
						124	25	72	43
						124	50	67	41
						123	100	61	－
4	在来線	安佐南区 緑井二丁目 緑井第二公園 (第2種住居地域)	令和5年 1月24日	盛土 (1.2m) バラスト	無	50	12.5 25	昼間 58 夜間 53 54 49	59 59

注1 騒音レベルは、測定した騒音のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものです。ただし、在来線の騒音については、昼間(7時～22時)、夜間(22時～翌日7時)の等価騒音レベル(LAeq)を求めたものです。

注2 振動レベルは、測定した振動のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものです。



縮尺 1 : 200,000

新幹線鉄道騒音に係る環境基準		調査位置図凡例	
地域の類型	基準値	市区境界	-----
I	70 デシベル以下	J R 新幹線	————
II	75 デシベル以下	J R 在来線	- - - - -
		その他の路線	
		高速道路	————
		海域	

図3 2 鉄道騒音・振動測定地点（令和4年度）

(4) 航空機騒音測定結果

単位：L_{den}

(令和4年度)

地点 番号	測定地点	(第1回測定)	(第2回測定)	(平均値)
1	西区観音新町二丁目13番	43.4	48.1	46.4
3-1	西区観音新町三丁目8番	31.8	38.5	36.3
4	西区南観音五丁目13番	38.7	40.7	39.8
30	西区観音新町四丁目8番	49.4	52.0	50.9
34	西区扇一丁目1番	41.8	45.4	44.0

注 L_{den}（時間帯補正等価騒音レベル）とは、昼間、夕方、夜間の時間帯別に重み付けを行い評価した一日の等価騒音レベルであり、平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられ、次式により求められます。

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE, di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE, ej} + 5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE, nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、L_{AE, di}とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目のL_{AE}、L_{AE, ej}とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目のL_{AE}、L_{AE, nk}とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目のL_{AE}をいいます。また、T₀とは、規準化時間（1秒）をいい、Tとは、観測1日の時間（86,400秒）をいいます。

4 有害化学物質関係

(1) 有害大気汚染物質モニタリング結果

(令和4年度)

項 目	井口小学校		安佐南区役所		比治山測定局		楠那中学校		大林小学校	
	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値
ベンゼン	0.11～1.1	0.58	0.15～1.1	0.67	0.18～1.3	0.65	0.19～1.5	0.68	0.13～0.90	0.51
トリクロロエチレン	<0.005～0.085	0.035	<0.005～0.24	0.082	<0.005～1.2	0.28	<0.005～0.62	0.17	<0.005～0.16	0.048
テトラクロロエチレン	<0.008～0.17	0.047	<0.008～0.059	0.029	<0.008～0.076	0.030	<0.008～0.070	0.028	<0.008～0.050	0.024
ジクロロメタン	0.34～1.3	0.70	0.35～1.2	0.75	0.29～2.4	0.88	0.31～1.6	0.81	0.38～3.4	1.2
アクリロニトリル	<0.008～0.095	(0.021)	<0.008～0.066	0.020	<0.008～0.048	0.014	<0.008～0.053	0.016	<0.008～0.045	0.013
アセトアルデヒド	0.88～2.4	1.6	0.70～2.7	1.6	0.94～2.4	1.7	0.85～2.7	1.6	0.54～2.6	1.4
塩化メチル	1.2～1.6	1.3	1.2～1.6	1.3	1.2～2.0	1.4	1.2～2.0	1.4	1.2～1.6	1.3
塩化ビニルモノマー	<0.009～0.054	(0.019)	<0.009～0.056	0.017	<0.009～0.042	0.021	<0.009～0.042	0.021	<0.009～0.053	0.015
クロロホルム	0.12～0.25	0.17	0.14～0.24	0.18	0.13～0.26	0.17	0.12～0.26	0.17	0.13～0.33	0.21
酸化エチレン	0.029～0.088	0.053	0.033～0.11	0.060	0.015～0.10	0.051	0.027～0.069	0.050		
トルエン	0.45～6.1	2.7	0.54～5.1	2.9	0.84～34	6.1	1.6～52	19	0.76～80	11
1,2-ジクロロエタン	(0.026)～0.46	0.14	0.029～0.53	0.14	0.028～0.50	0.14	(0.026)～0.48	0.15	0.036～0.54	0.14
1,3-ブタジエン	(0.007)～0.75	0.10	(0.012)～0.86	0.11	(0.020)～0.59	0.099	(0.007)～0.40	0.071	(0.011)～0.72	0.089
ベンゾ[a]ピレン	(0.003)～0.37	0.11	(0.009)～0.35	0.13	0.011～0.26	0.090	(0.008)～0.51	0.11	(0.009)～0.32	0.11
ホルムアルデヒド	1.3～5.3	2.7	1.0～5.3	2.5	1.3～5.4	2.7	1.1～4.4	2.5	0.82～3.8	2.0
水銀及びその化合物	1.3～1.7	1.5	1.4～1.9	1.6	1.2～1.9	1.5	1.3～1.8	1.5	1.3～1.8	1.5
ニッケル化合物	0.46～3.5	1.7	0.24～4.4	1.5	0.33～5.7	2.2	0.28～6.5	2.1	0.36～6.8	1.9
ヒ素及びその化合物	0.11～3.2	1.3	0.19～3.0	1.3	0.10～3.1	1.3	0.12～3.6	1.4	0.12～3.0	1.3
ベリリウム及びその化合物	0.0055～0.046	0.021	(0.0029)～0.035	0.012	(0.0031)～0.050	0.017	0.0067～0.041	0.018	(0.0022)～0.037	0.013
マンガン及びその化合物	3.4～40	16	2.1～26	11	2.6～39	15	4.3～33	16	2.1～39	12
クロム及びその化合物	0.48～14	3.4	0.46～5.4	2.2	0.85～23	5.2	0.52～16	4.7	0.59～9.4	2.6
キシレン	0.20～2.2	0.98	0.25～2.0	1.1	0.36～3.4	1.4	0.33～17	7.4	0.37～3.8	1.4

単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ただし、ベンゾ[a]ピレン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物については ng/m^3)

注 測定は毎月実施しています。

最小値又は最大値欄には、その測定結果が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は(<検出下限値(数値))と記載しました。年平均値欄には、当該地点における測定結果の算術平均値を記載しました。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合は、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出しました。なお、この方法による計算値が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は(<検出下限値(数値))と記載しました。

(2) ダイオキシン類調査結果

ア 大気環境調査結果

単位：pg-TEQ/m³

(令和4年度)

調査地点	第1回 (5月)	第2回 (7月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	年平均値	環境基準値
国泰寺中学校	0.012	0.012	0.015	0.014	0.013	0.6以下
井口小学校	0.0075	0.0085	0.011	0.014	0.010	
安佐南区役所	0.014	0.016	0.014	0.013	0.014	
可部小学校	0.013	0.033	0.021	0.011	0.020	
安芸区スポーツセンター	0.013	0.0092	0.018	0.024	0.016	

イ 公共用水域（河川・海域）調査結果

単位：水質pg-TEQ/L、底質pg-TEQ/g

(令和4年度)

調査地点	水 質				底 質	
	第1回 (7,8月)	第2回 (11,12月)	年平均 値	環境基準値	7,8月	環境基準値
八幡川 泉橋	0.13	0.079	0.10	1以下	0.17	150以下
※太田川 壬辰橋	0.071	—	0.071		0.21	
太田川 安芸大橋(戸坂上水道取水口)	0.063	0.056	0.060		0.14	
鈴張川 宇津橋	0.060	0.068	0.064		0.15	
根谷川 根の谷橋	0.073	0.055	0.064		0.15	
三篠川 深川橋	0.072	0.063	0.068		0.39	
古川 大正橋(東原)	0.097	0.19	0.14		0.15	
猿猴川 東大橋	0.092	0.079	0.085		1.3	
府中大川 新大州橋	0.093	0.071	0.082		0.16	
瀬野川 貫道橋(貫道)	0.079	0.076	0.078		0.20	
広島湾 江波沖	0.016	0.021	0.019		7.1	
広島湾 井口港沖(17番地点)	0.016	0.026	0.021		8.5	
広島湾 金輪島南	0.019	0.022	0.021		7.4	
海田湾 海田湾中央	0.018	0.023	0.021		12	

※ 国土交通省中国地方整備局による調査（9月実施）

ウ 地下水調査結果

単位：pg-TEQ/L

(令和4年度)

調査地点	調査結果	環境基準値
安佐北区白木町	0.017	1以下
安佐南区安東六丁目	0.019	
安佐北区可部町	0.017	
安芸区畑賀一丁目	0.018	
佐伯区五日市町	0.019	

エ 土壌調査結果

単位：pg-TEQ/g

(令和4年度)

調査地点	調査結果	環境基準値
中区幟町6番	0.036	1,000以下
中区江波西一丁目	0.034	
東区温品八丁目	0.013	
東区光町二丁目	0.050	
東区馬木九丁目	0.039	

(3) P R T R制度による届出排出量・移動量の内訳

単位：kg/年（ダイオキシン類は、mg-TEQ/年）

（令和４年度）

物質名	排出量			移動量			排出量・ 移動量
	大気	公共用水域	合計	下水道	廃棄物	合計	
キシレン	226,057	0	226,057	25	18,112	18,137	244,194
トルエン	208,488	0	208,488	0	28,810	28,810	237,298
エチルベンゼン	112,219	0	112,219	0	9,840	9,840	122,059
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	78,070	0	78,070	0	3,119	3,119	81,189
塩化メチレン	44,850	0	44,850	0	7,360	7,360	52,210
トリクロロエチレン	25,000	0	25,000	0	1,800	1,800	26,800
ノルマル-ヘキサン	18,394	0	18,394	0	1,800	1,800	20,194
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	13,121	0	13,121	0	954	954	14,075
塩化第二鉄	0	0	0	0	13,500	13,500	13,500
ふっ化水素及びその水溶性塩	0	10,138	10,138	0	600	600	10,738
マンガン及びその化合物	45	290	335	166	10,079	10,245	10,584
亜鉛の水溶性化合物	0	5,964	5,964	6	3,314	3,320	9,284
ほう素化合物	0	5,900	5,900	0	0	0	5,900
ニッケル化合物	1	460	461	0	3,720	3,720	4,181
1, 4-ジオキサン	1,700	0	1,700	0	880	880	2,580
クロム及び三価クロム化合物	8	0	8	8	2,550	2,558	2,566
2-メルカプトベンゾチアゾール	0	0	0	0	1,900	1,900	1,900
ベンゼン	1,892	0	1,892	0	0	0	1,892
ホルムアルデヒド	579	0	579	3	1,208	1,212	1,791
六価クロム化合物	0	0	0	0	1,765	1,765	1,765
N, N-ジメチルアセトアミド	790	0	790	0	420	420	1,210
鉛化合物	0	0	0	0	1,200	1,200	1,200
2-イミダゾリジンチオン	0	0	0	0	1,013	1,013	1,013
酢酸ビニル	1	0	1	0	1,000	1,000	1,001
トリエチルアミン	671	0	671	0	1	1	671
チウラム	0	0	0	0	600	600	600
ニッケル	59	0	59	0	329	329	388
メチルナフタレン	267	0	267	0	0	0	267
N-（ターシャリーブチル）-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	0	0	0	0	160	160	160
有機スズ化合物	0	0	0	0	140	140	140
N-（1, 3-ジメチルブチル）-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	0	0	0	0	120	120	120
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	0	0	0	22	69	91	91
ナフタレン	71	0	71	0	7	7	78
無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	0	0	0	0	73	73	73
鉛	40	0	40	0	0	0	40
N, N-ジシクロヘキシルアミン	17	0	17	0	0	0	17
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	0	0	0	7	4	11	11
2-（ジエチルアミノ）エタノール	10	0	10	0	0	0	10
クメン	9	0	9	0	0	0	9
銅水溶性塩（錯塩を除く。）	0	3	3	0	0	0	3
コバルト及びその化合物	0	0	0	0	2	2	2
フェノール	0	1	1	0	0	0	1
ダイオキシン類	85	0	85	0	9,344	9,344	9,429
合計（ダイオキシン類を除く）	732,357	22,755	755,113	237	116,449	116,686	871,803

注 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第一位まで）の合計について小数点第一位で四捨五入し、整数表示したものです。集計結果が小数点以下のものについては、届出があっても表記上「0」となっている場合があります。また、集計結果は表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

5 公害関係法令に基づく事業場数等

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

(令和4年度末現在)

番号	区 施設種類	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	ボ イ ラ ー	122	21	85	52	38	61	17	47	443
5	金 属 溶 解 炉	4	0	28	0	0	7	2	4	45
6	金 属 加 熱 炉	0	0	35	8	1	1	4	1	50
11	乾 燥 炉	0	0	6	0	3	3	2	4	18
13	廃棄物焼却炉	3	0	3	3	3	8	0	6	26
29	ガスタービン	0	0	1	5	0	0	0	0	6
30	ディーゼル機関	17	11	29	19	10	10	4	18	118
計		146	32	187	87	55	90	29	80	706
工場・事業場数		62	15	48	37	28	43	13	34	280

注 番号は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号です。

(2) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数（電気・ガス工作物）

(令和4年度末現在)

番号	区 施設種類	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	ボ イ ラ ー	0	0	3	0	1	0	0	1	5
29	ガスタービン	49	11	17	13	11	7	3	6	117
30	ディーゼル機関	125	26	60	29	41	35	8	17	341
31	ガ ス 機 関	4	0	15	2	0	0	0	6	27
計		178	37	95	44	53	42	11	30	490
工場・事業場数		140 (106)	34 (29)	71 (49)	36 (27)	47 (42)	37 (29)	8 (5)	25 (19)	398 (306)

注1 番号は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号です。

注2 ()内の数字は、電気・ガス工作物のみを設置する工場・事業場数です。

(3) ばい煙発生施設からの硫黄酸化物及び窒素酸化物の年間排出量

(令和3年度)

硫黄酸化物	33.7万m ³ N
窒素酸化物	81.0万m ³ N

注 大気汚染物質排出量総合調査により算定された排出量です。

(4) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙関係特定施設数

(令和4年度末現在)

番号	施設種類	区	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
2	金 属 溶 解 炉		0	0	0	0	0	1	0	0	1
3	金 属 加 熱 炉		1	0	6	1	0	0	1	0	9
8	乾 燥 炉		0	0	4	0	0	1	5	2	12
11	金 属 精 錬 又は加工用	電気めっき施設	0	0	0	20	1	0	0	0	21
		酸洗浄施設	0	0	1	1	0	0	0	2	4
12	機 械 製 造 又は加工用	電気めっき施設	2	0	21	11	8	0	10	0	52
		酸洗浄施設	9	0	13	15	3	1	9	0	50
14	無 機 加 工 施 設		0	0	0	1	0	0	0	0	1
17	合成樹脂製造 又は加工用	熱処理施設	0	0	4	2	13	37	6	0	62
		乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計			12	0	49	51	25	40	31	5	213
工 場 ・ 事 業 場 数			3	0	12	12	3	5	7	3	45

注 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号です。

(5) 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設数

(令和4年度末現在)

番号	施設種類	区	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
2	塗 装 施 設		1	0	5	0	0	0	8	4	18
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設		0	0	3	0	0	0	0	0	3
計			1	0	8	0	0	0	8	4	21
工場・事業場数			1	0	1	0	0	0	1	1	4

注 番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号です。

(6) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設数

(令和4年度末現在)

番号	施設種類	区	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
2	鉱物の堆積場		0	0	0	0	0	0	1	1	2
	土石の堆積場		4	1	9	1	9	17	3	13	57
3	ベルトコンベア		8	0	19	4	9	87	10	40	177
	バケットコンベア		0	0	3	0	0	0	0	0	3
4	破 碎 機		0	0	5	1	3	34	4	12	59
	摩 碎 機		0	0	0	0	0	6	1	0	7
5	ふ る い		0	0	0	0	1	24	2	9	36
計			12	1	36	6	22	168	21	75	341
工場・事業場数			5	1	18	3	12	28	9	18	94

注 番号は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号です。

(7) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん関係特定施設数

(令和4年度末現在)

番号	区 施設種類		中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
2	無機塗料無機顔料製造用粉碎施設		0	0	0	0	0	29	0	0	29
3	食料品、飼料又は肥料製造用	原材料粉碎施設	2	0	0	5	0	2	0	4	13
		ふるい分施設	0	0	44	0	0	0	0	2	46
4	セメント加工用加工施設	粉 碎 施 設	0	0	0	0	0	3	0	0	3
		セメントサイロ	6	0	18	1	18	28	2	11	84
		セメントホッパー	0	0	2	0	0	0	0	0	2
		パッチャープラント	2	0	5	1	5	12	1	10	36
		ふるい分施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		自動包装施設	1	0	3	0	0	0	0	0	4
5	土石製品製造又は加工用	粉 碎 施 設	0	0	6	1	7	27	3	9	53
		ふるい分施設	1	1	3	0	7	22	3	22	59
6	石 綿 又 は 合成樹脂用	切 断 施 設	0	0	0	0	3	8	0	0	11
		成 型 施 設	0	0	12	0	0	15	27	0	54
7	粉炭、石炭又はコークスの堆積場	粉 炭 製 造 施 設	1	0	6	1	0	0	0	0	8
		粉 炭 製 造 施 設	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計			14	1	100	9	40	146	36	58	404
工 場 ・ 事 業 場 数			5	1	20	3	16	46	6	26	123

注 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第5に掲げる項番号です。

(8) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出数

(令和4年度)

番号	作業の種類	届出件数
1	解体作業	36
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの	0
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	0
4	改造・補修作業	27
計		63

注 番号は、大気汚染防止法施行規則別表第7に掲げる項番号です。

(9) 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設数

(令和4年度末現在)

施設種類	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
石 炭 燃 焼 ボ イ ラ ー	0	0	3	0	0	0	0	0	3
廃 棄 物 燃 却 炉	3	0	3	3	3	8	0	6	26

(10) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(令和4年度末現在)

番号	区	中区			東区			南区			西区		
	通常排水量区分(㎥／日) 業種等	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計
1の2	畜産農業								1	1			
2	畜産食料品製造業											2	2
3	水産食料品製造業					1	1					21	21
4	保存食料品製造業					2	2					1	1
5	みそ、しょう油等製造業											3	3
8	パン若しくは菓子の製造業または製あん業											3	3
10	飲料製造業											2	2
11	動物系飼料・有機質肥料製造業												
16	めん類製造業					1	1		1	1		4	4
17	豆腐又は煮豆の製造業												
18の2	冷凍調理食品製造業	1		1					2	2			
19	紡績業又は繊維製品の製造業												
20	洗毛業												
22	木材薬品処理												
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業											9	9
27	無機化学工業製品製造業								1	1			
38	石けん製造業												
46	有機化学工場製品製造業								1	1			
51の2	工業用ゴム製品製造業												
53	ガラス又はガラス製品の製造業												
54	セメント製品製造業											1	1
55	生コンクリート製造業								2	2			
59	砕石業												
60	砂利採取業												
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1		1				1	1	2			
63の2	空きびん卸売業												
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設								1	1			
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用水道施設					2	2						
65	酸又はアルカリによる表面処理施設					1	1	1	1	2		1	1
66	電気めっき施設								3	3		2	2
66の3	旅館業					3	3	1	5	6		7	7
66の4	共同調理場												
66の5	弁当仕出屋											7	7
66の6	飲食店								1	1		3	3
67	洗たく業					13	13		23	23		23	23
68	写真現像業					1	1		1	1		4	4
68の2	病院（病床数300以上）								1	1		1	1
69	と畜場又は死亡獣畜取扱場											1	1
69の2	卸売市場											1	1
70の2	自動車特定整備事業											1	1
71	自動式車両洗浄施設					16	16		30	30		39	39
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査等		1	1		3	3		4	4	1	5	6
71の3	一般廃棄物処理施設		1	1									
71の4	産業廃棄物処理施設								1	1		1	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設												
72	し尿処理施設（501人槽以上）					2	2						
73	下水道終末処理施設	2		2				2		2	1		1
74	特定事業場から排出される水の処理施設										1	2	3
	指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）							1	2	3	2	1	3
	計	4	2	6	0	45	45	6	82	88	5	145	150

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

番号	安 佐 南 区			安 佐 北 区			安 芸 区			佐 伯 区			計		
	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計
1の2					2	2					3	3		6	6
2	1	1	2	3	2	5		2	2	1		1	5	7	12
3	1	1	2								1	1	1	24	25
4	1	5	6					1	1				1	9	10
5		3	3		12	12		2	2		1	1		21	21
8					1	1					1	1		5	5
10		1	1		5	5		2	2		3	3		13	13
11											1	1		1	1
16		3	3		1	1		1	1		1	1		12	12
17		9	9	1	3	4		1	1		7	7	1	20	21
18の2								1	1				1	3	4
19		2	2											2	2
20								1	1					1	1
22					1	1								1	1
23の2		1	1		3	3								13	13
27														1	1
38		1	1											1	1
46														1	1
51の2		2	2	1	2	3							1	4	5
53		2	2	1		1							1	2	3
54		1	1		3	3					2	2		7	7
55		3	3		8	8		1	1		5	5		19	19
59		1	1		6	6								7	7
60		2	2		1	1								3	3
63		1	1		1	1		3	3		5	5	2	11	13
63の2											1	1		1	1
63の3														1	1
64の2		1	1		1	1	1		1		1	1	1	5	6
65		1	1		4	4	2	6	8		3	3	3	17	20
66		2	2		1	1		4	4					12	12
66の3				1	24	25		3	3	1	12	13	3	54	57
66の4					1	1					1	1		2	2
66の5	1	1	2	1	2	3		3	3		2	2	2	15	17
66の6		4	4		1	1								9	9
67		41	41		39	39		9	9		30	30		178	178
68		3	3		3	3		1	1		4	4		17	17
68の2		1	1		2	2		1	1					6	6
69														1	1
69の2														1	1
70の2		3	3		1	1		3	3		1	1		9	9
71		73	73		56	56		19	19		47	47		280	280
71の2		6	6		3	3		1	1		4	4	1	27	28
71の3		1	1		1	1								3	3
71の4		1	1		5	5					2	2		10	10
71の5					1	1		1	1					2	2
72	1		1	11		11	3		3	4		4	19	2	21
73										1		1	6		6
74		1	1										1	3	4
指定地域 特定施設	1	9	10	2	10	12	2	1	3	1	7	8	9	30	39
計	6	187	193	21	206	227	8	67	75	8	145	153	58	879	937

注 1 番号は、水質汚濁防止法施行令の別表第1に掲げる番号です。

注 2 空欄にはゼロが入ります。

(11) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質関係特定事業場数

(令和4年度末現在)

番号	区 施設	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設	0	4	4	3	14	9	2	6	42
2	養豚業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設	0	4	1	6	9	5	1	2	28
4	流水式塗装施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	8	5	9	23	14	3	8	70

注1 水質汚濁防止法に定める特定施設を設置している事業場を除きます。

注2 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7に掲げる項番号です。

(12) 騒音規制法に基づく工場・事業場数

(令和4年度末現在)

番号	区 施設	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	金属加工機械	19	8	62	48	43	49	45	34	308
2	空気圧縮機等	245	48	155	129	104	118	63	76	938
3	破 碎 機 等	0	2	4	3	10	33	6	11	69
4	織 機	0	0	0	1	0	1	0	0	2
5	建設用資材製造機	1	0	1	1	4	9	1	0	17
6	穀物用製粉機	0	0	1	0	0	0	0	0	1
7	木材加工機械	23	5	52	49	36	51	16	27	259
8	抄 紙 機	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	印 刷 機 械	66	21	46	90	22	6	2	9	262
10	合成樹脂用射出成形機	0	0	0	1	9	16	9	3	38
11	鋳 型 造 型 機	0	0	0	1	1	2	0	0	4
計		354	84	321	323	229	285	142	160	1,898

注 番号は、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号です。

(13) 振動規制法に基づく工場・事業場数

(令和4年度末現在)

番号	施設	区	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	金 属 加 工 機 械		18	10	49	35	32	50	29	38	261
2	圧 縮 機		38	9	69	68	57	74	35	38	388
3	破 砕 機 等		0	2	4	2	11	37	4	15	75
4	織 機		0	0	0	1	0	0	0	0	1
5	コンクリートブロックマシン等		0	0	0	1	2	1	0	4	8
6	木 材 加 工 機 械		2	0	7	1	1	6	1	4	22
7	印 刷 機 械		18	3	11	34	11	3	0	7	87
8	ゴム練用又は合成樹脂用ロール機		0	0	0	0	0	2	0	0	2
9	合成樹脂用射出成形機		0	0	0	1	6	17	7	1	32
10	鋳 型 造 型 機		0	0	0	0	1	1	0	1	3
	計		76	24	140	143	121	191	76	108	879

注 番号は、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号です。

(14) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音関係特定事業場数

(令和4年度末現在)

番号	施設	区	中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	金 属 加 工 機 械		54	38	142	159	109	84	101	46	733
2	空 気 圧 縮 機 等		196	49	103	95	70	81	34	43	671
3	コンクリートブロックマシン等		0	1	1	4	4	4	0	5	19
4	木 材 加 工 機 械		38	21	57	93	89	63	29	41	431
5	ダイカストマシン		0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	オシレートコンベア		0	0	0	0	0	1	0	0	1
7	電 動 発 電 機		10	0	0	1	0	0	0	1	12
	計		298	109	303	352	272	233	164	136	1,867

注 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10に掲げる号番号です。

(15) 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出数

(令和4年度)

番号	特 定 建 設 作 業 の 種 類	届出件数
1	く い 打 機 等	123
2	び よ う 打 機	4
3	さ く 岩 機	634
4	空 気 圧 縮 機	91
5	コ ン ク リ ー ト プ ラ ン ト 等	1
6	パ ッ ク ホ ウ	76
7	ト ラ ク タ ー シ ョ ベ ル	2
8	プ ル ド ー ザ ー	6
	計	937

注 番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号です。

(16) 振動規制法に基づく特定建設作業実施届出数

(令和4年度)

番号	特定建設作業の種類	届出件数
1	くい打機等	129
2	鋼球	1
3	舗装版破砕機	17
4	ブレーカー	441
計		588

注 番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号です。

(17) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係特定施設・事業場数

(令和4年度末現在)

施設種類		区分	施設数	事業場数	純事業場数
肥料又は飼料の製造業	イ 原料置場		14	2	3
	ロ 蒸解施設		15	2	
	ハ 乾燥施設		2	1	
養豚業又は養鶏業	イ 飼養施設		19	14	14
	ロ 収容施設		0	0	
	ハ 飼料調理施設		0	0	
	ニ 鶏ふん乾燥施設		20	8	
計			70	-	17

(18) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設数

(令和4年度末現在)

施設種類			区	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
別表1	4	アルミニウム合金の製造		0	0	0	0	0	3	0	0	3
	5	廃棄物焼却炉		3	0	2	4	4	13	1	6	33
別表2	15	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄装置、湿式集塵施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		4	0	4	4	4	7	0	5	28
	18	下水道終末処理施設		1	0	2	2	0	0	0	0	5
計				8	0	8	10	8	23	1	11	69
工場・事業場数				2	0	3	3	3	13	1	3	28

注 番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表に掲げる項番号です。

(19) 公害防止管理者等選任状況

(令和4年度末現在)

業 種	種 類	区 分	特定工場数	公 害 防 止 管 理 者 数												
				統括者	主任	大気1種	大気2種	大気3種	大気4種	水質1種	水質2種	水質3種	水質4種	騒音	振動	一般粉じん
総 数	選 任	79	66		1		9	14		17		3	24	23	15	1
	未選任	31	28					3		1			24	32	3	
食 料 品 製 造 業	選 任	6	5					4				3				
	未選任	1	2					1								
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	選 任	1	1					1								
	未選任															
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	選 任															
	未選任	1	1										1			
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	選 任	5	4				1	3							5	
	未選任															
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	選 任	1	1					1								
	未選任	1	1					1								
ゴ ム 製 品 製 造 業	選 任	2	2					1		1						
	未選任															
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	選 任	13	8					2		1					10	
	未選任	3	4												3	
鉄 鋼 業	選 任	2	2				1							1		
	未選任	1	1										1	1		
非 鉄 金 属 製 造 業	選 任	1	1				1									1
	未選任	1	1										1	1		
金 属 製 品 製 造 業	選 任	17	12				2			8			7	5		
	未選任	7	8										8	11		
一 般 機 械 器 具 製 造 業	選 任	7	7				2			2			2	2		
	未選任	4	2										4	5		
電 気 機 械 器 具 製 造 業	選 任															
	未選任	2											2	2		
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	選 任	22	21				1	2		5			15	15		
	未選任	8	6							1			7	10		
そ の 他 の 製 造 業	選 任															
	未選任	2	2					1					1	1		
電 気 業	選 任	2	2		1		1									
	未選任															

注1 選任には一部選任も含みます。

注2 空欄にはゼロが入ります。

(20) 年度別公害苦情件数

単位：件

年度	種類	総 数	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
平成30年度		308	24	100	120	18	46	0	0	0
令和元年度		343	44	83	159	18	37	0	0	2
2年度		333	30	76	170	14	42	0	0	1
3年度		288	32	66	134	13	40	0	0	3
4年度		259	23	60	112	27	34	0	0	3

(21) 業種別公害苦情件数

単位：件

(令和4年度)

業 種 \ 種 類	種 類	総 数	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	地 盤 沈 下	土 壌 汚 染	その他
総 数	数	257	23	59	111	27	34	0	0	3
農 業	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林 業	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁 業	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	業	126	19	5	76	25	1	0	0	0
製 造 業	業	18	2	3	5	0	8	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	業	2	0	1	1	0	0	0	0	0
情報通信業	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運 輸 業	業	3	0	1	1	0	1	0	0	0
卸 売 ・ 小 売 業	業	5	0	3	2	0	0	0	0	0
金 融 ・ 保 険 業	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 動 産 業	業	1	1	0	0	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業	業	14	0	0	10	0	3	0	0	1
医 療 ・ 福 祉		1	0	0	1	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複 合 サ ー ビ ス 業	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)		16	0	6	4	2	3	0	0	1
公務(他に分類されないもの)		1	0	0	0	0	1	0	0	0
分類不能の産業		5	0	0	2	0	3	0	0	0
そ の 他		10	0	8	1	0	1	0	0	0
個 人		9	0	6	2	0	1	0	0	0
原因者不明		46	1	26	6	0	12	0	0	1

(22) 公害苦情の解決状況

単位：件

(令和4年度)

区分 \ 種類	種 類	総 数	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	地 盤 沈 下	土 壌 汚 染	その他
受理件数(A)		259	23	60	112	27	34	0	0	3
解決件数(B)		246	22	60	106	24	31	0	0	3
未解決件数(C)		13	1	0	6	3	3	0	0	0
解決率(B/A)		95%	96%	100%	95%	89%	91%	-	-	100%

6 廃棄物関係

(1) 一般廃棄物

ア ごみ排出量の推移

単位：t

年 度	総 量	家庭ごみ	事業ごみ			都市美化ごみ (町内清掃等)	(別 掲) 焼却灰
			一般廃棄物	産業廃棄物	計		
平成25年度	371,937	214,681	148,412	7,012	155,424	1,832	34,022 ^{注2}
26年度	374,858	212,985	149,328	7,215	156,543	5,330 ^{注3}	35,815 ^{注4}
27年度	372,342	211,808	151,054	7,316	158,370	2,164 ^{注3}	35,723 ^{注5}
28年度	366,112	206,599	150,211	7,547	157,758	1,755 ^{注3}	33,736 ^{注6}
29年度	370,065	208,436	151,614	8,410	160,024	1,605	33,593 ^{注7}
30年度	383,808	208,231	151,868	9,470	161,338	14,239 ^{注8}	34,622 ^{注9}
令和元年度	412,218	211,743	149,998	10,041	160,039	40,436 ^{注8}	33,091 ^{注10}
2 年度	357,111	220,086	135,882	0	135,882	1,143 ^{注8}	31,285 ^{注11}
3 年度	359,785	221,029	136,659	0	136,659	2,097 ^{注12}	33,154 ^{注13}
4 年度	354,025	215,225	137,021	0	137,021	1,779 ^{注11}	32,400 ^{注13}

資料 広島市環境局業務部業務第一課

注1 金属くず497tを含みます。

注2 平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物に係るものを含みます。

注3 平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず1,004tを含みます。

注4 平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず878tを含みます。

注5 平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず1,125tを含みます。

注6 金属くず595tを含みます。

注7 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物に係るものを含みます。

注8 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず320tを含みます。

注9 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず380tを含みます。

注10 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず1,004tを含みます。

注11 令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物に係るものを含みます。

注12 令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず735tを含みます。

注13 令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず416tを含みます。

イ ごみ処理量の推移

単位：t

年 度	焼 却	埋 立	再 生	無害化	計
平成25年度	303,687	55,859	46,071	342	405,959
26年度	305,635	57,622	47,054	362	410,673 ^{注1}
27年度	304,976	55,986	46,753	350	408,065 ^{注1}
28年度	300,020	53,436	46,049	343	399,848 ^{注1}
29年度	303,775 ^{注2}	55,168	45,220	337	404,500
30年度	308,011 ^{注3}	67,143	43,710	430	419,294 ^{注4}
令和元年度	304,881 ^{注5}	99,835	41,146	333	446,195 ^{注4}
2 年度	294,280 ^{注6}	45,086	46,318	374	386,058 ^{注4}
3 年度	294,529 ^{注7}	47,243	50,063	352	392,187 ^{注8}
4 年度	291,908 ^{注9}	45,794	49,240	334	387,276 ^{注8}

資料 広島市環境局業務部業務第一課

注1 平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物の処理量を含みます。

注2 安芸太田町分842tを含みます。

注3 安芸太田町分864tを含みます。

- 注4 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物の処理量を含みます。
 注5 安芸太田町分886tを含みます。
 注6 安佐南工場火災に伴う他市町処理委託分1,496t及び安芸太田町分626tを含みます。
 注7 安佐南工場火災に伴う他市町処理委託分4,611t及び安芸太田町分564tを含みます。
 注8 令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物の処理量を含みます。
 注9 安芸太田町分851tを含みます。

(2) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物処理業許可の内訳

業 区 分	許 可 区 分		件 数			
			令和3年度末		令和4年度末	
産 業 廃 棄 物 処 理 業	収集運搬業		169		168	
	処分業	中間処理業	123	117	120	115
		最終処分業		6		5
特別管理産業廃棄物 処 理 業	収集運搬業		28		28	
	処分業	中間処理業	7	7	6	6
		最終処分業		0		0

資料 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

注 区分を重複して許可を有する場合は、各区分ごとに計上しています。

イ 産業廃棄物処理施設設置状況

(令和4年度末)

区 分	設 置 数		計
	民間	公共	
汚泥の脱水施設	7	—	7
汚泥の焼却施設	7	—	7
廃油の油水分離施設	2	—	2
廃油の焼却施設	7	—	7
廃プラスチック類の破碎施設	14	—	14
廃プラスチック類の焼却施設	8	—	8
木くず・がれき類の破碎施設	50	—	50
その他の焼却施設	10	—	10
シアン化合物の分解施設	1	—	1
廃水銀等の硫化施設	1	—	1
最終処分場	8	1	9
合計	128	1	116

資料 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

注 焼却施設、破碎施設は、2種類以上の廃棄物を処理している場合は、それぞれに計上しています。

7 環境基準

環境基準は、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、次のように定められています（広島市関係分について抜粋）。

(1) 大気汚染に係る環境基準

（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
-------	--	--------------------------------

（平成21年9月9日環境省告示第33号）

微小 粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
-------------	---	--

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L以下	規格65.2(規格65.2.2及び規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) - 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 - 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 - 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表4に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

ふ	っ	素	0.8mg/L以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほ	う	素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
項 目			基 準 値	測 定 方 法
1, 4 - ジ オ キ サ ン			0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「イ 生活環境の保全に関する環境基準」において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(7) 河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000 CFU/100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法

- 注 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
- 2 水 道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級 コイ、フナ等、B—中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 重 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(イ) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	付表14に掲げる方法

備考 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

- 注
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水産 1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 - 〃 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測 定 方 法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 注
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水産 1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 - 2 水産 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 - 2 水産 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 - 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測 定 方 法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
測 定 方 法		規格32に定める方法 又は付表13に掲げる方法

備 考 基準値は、日間平均値とする。

ウ 広島市内水域に係る生活環境の保全に関する
環境基準の類型指定

昭和45年 9月 1日 閣議決定
昭和49年10月 1日 広島県告示第806号
昭和50年 6月13日 広島県告示第527号
昭和60年 3月18日 広島県告示第273号
昭和61年 3月31日 広島県告示第323号

水域名	名 称	範 囲	当 該 類 型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川－A	S45. 9. 1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	〃－B		
	天満川	全域	〃－A		
	旧太田川	全域	〃－A		
	元安川	全域	〃－A		
	京橋川	全域	〃－A		
	猿猴川	全域	〃－B	S60. 3. 18	広島県
	瀬野川	全域	〃－B	S45. 9. 1	国
八幡川水域	八幡川上流	郡橋より上流	〃－A	S50. 6. 13	広島県
	八幡川下流	郡橋より下流	〃－B		
太田川関連支川水域	水内川	全域	〃－A	S50. 6. 13	広島県
	太田川上流（二）	明神橋から行森川合流点まで	〃－A		
	吉山川	全域	〃－A		
	鈴張川	全域	〃－A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	〃－A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	〃－B		
	三篠川	全域	〃－A		
	安川	全域	〃－B		
	古川下流	安川合流点より下流	〃－B		
	府中大川	全域	〃－D	S61. 3. 31	
広島湾水域	海田湾	別記1の水域	海域－B	S49. 10. 1	広島県
	広島市地先海域	別記2の水域	〃－A		
	五日市・廿日市地先海域	別記3の水域	〃－A		
	広島湾	別記4の水域	〃－A		

別記

- 1 共永興業株式会社広島営業所坂倉庫敷地(安芸郡坂町字鯛尾5708番地の16)西側北端から広島港宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(海田湾)
- 2 広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方1,500mの地点(北緯34度21分2秒、東経132度23分22秒。以下、「八幡川沖合地点」という。)まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(広島市地先海域)
- 3 八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鱈浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(五日市・廿日市地先海域)
- 4 廿日市市鱈浜鼻から厳島聖崎まで引いた線、同島セング鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島二ツ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾)

注 五日市・廿日市地先海域、広島湾は海域-A類型であるが、大腸菌数については、自然環境保全を利用目的としている地点の環境基準が適用される。

エ 海域の窒素・磷に係る水質環境基準の類型指定

(平成9年4月10日 広島県告示第450号)

水 域 名	範 囲	該 当 類 型	指 定 年 月 日	指 定 機 関
広島湾北部	別記1の水域	海域Ⅲ	平成9年4月10日	広島県
広島湾南部	別記2の水域	海域Ⅱ	平成9年4月10日	広島県

別記

- 1 (広島湾北部)
廿日市市鱈浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 2 (広島湾南部)
廿日市市鱈浜鼻と厳島聖崎を結ぶ線、同島セング鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島二ツ小島と呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格K0102の65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ク ロ ロ エ チ レ ン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

ふ	つ	素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注 ⁽²⁾ 第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほ	う	素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1	4	ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有 機 燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六 価 ク ロ ム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒 素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総 水 銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ク ロ ロ エ チ レ ン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふ っ 素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほ う 素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ヒ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(5) 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注 「車線」とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

- 注 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。
- 3 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

エ 地域の類型指定

(平成24年3月30日広島市告示第116号)

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の定めのある地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（C類型に該当する地域を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域
備考	この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、平成17年4月25日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。

(6) 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)

地域の類型	基準値(単位:Lden)
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

注 市内には、類型指定された地域はありません。

(7) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

イ 地域の類型指定

(昭和52年6月10日広島県告示第406号)

該当類型	地域の区分	地域の範囲
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線(トンネルの部分(両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。))から左右両側それぞれ300メートル(橋りょう構造に係る部分については、400メートル)以内の地域(広島車輛基地に係る側線部分(分岐点51イロから軌道の末端までの部分に限る。))については、両端の軌道の中心線(末端から進行方向に300メートルを加えた部分を含む。))から外部方向にそれぞれ
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	300メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に300メートル以内の地域)

(8) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- 4 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 5 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 6 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 7 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(9) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4環告4)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (H30.11.19環告100)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4環告4)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (H13.4.20環告30)	

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

8 その他の基準

(1) 公共用水域の要監視項目指針値

(平成5年3月8日環水管第21号ほか)

項 目	指 針 値	測 定 方 法
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008mg/L以下	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日環境庁水質保全局長通知)(以下「平成5年通知」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005mg/L以下	
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下	
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04mg/L以下	
オキシシン銅(有機銅)	0.04mg/L以下	平成5年通知付表2に掲げる方法
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	
EPN	0.006mg/L以下	
ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L以下	
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下	
イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下	
クロルニトロフェン(CNP)	—	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
トルエン	0.6mg/L以下	
キシレン	0.4mg/L以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	規格K0102の59.3に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格K0102の68.2に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L以下	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日環境省水環境部長通知)(以下「平成16年通知」という。)付表5の第1, 第2又は第3に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	平成16年通知付表1に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	平成16年通知付表2に掲げる方法
全マングン	0.2mg/L以下	規格K0102の56.2, 56.3, 56.4又は56.5に定める方法
ウラニウム	0.002mg/L以下	平成16年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日環境省水・大気環境局長通知)付表1に掲げる方法

(2) 底質の暫定除去基準値

(昭和63年9月8日環水管第127号)

物 質	底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)
水 銀	25 ppm以上
P C B	10 ppm以上

(3) 自動車騒音の限度

(平成12年3月2日総理府令第15号・昭和61年4月1日広島市告示第96号)

区 分	当てはめ地域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1 車 線	65デシベル	55デシベル
	第2種低層住居専用地域	2 車 線 以 上	70デシベル	65デシベル
	第1種中高層住居専用地域	近 接 区 域	75デシベル	70デシベル
	第2種中高層住居専用地域			
b区域	第1種住居地域	1 車 線	65デシベル	55デシベル
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 (c区域に該当する区域を除く。)	2 車 線 以 上 近 接 区 域	75デシベル	70デシベル
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。))の地域	車線を有する 道 路 近 接 区 域	75デシベル	70デシベル

注 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

2 「車線」とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

3 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

4 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(4) 道路交通振動の限度

ア 基準値

(振動規制法施行規則第12条)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
第1種 区 域	65デシベル	60デシベル
第2種 区 域	70デシベル	65デシベル

注 振動レベルは、測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

イ 区域の区分の指定

(昭和61年4月1日広島市告示第97号)

区域の区分	区 域 の 範 囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第2種区域に該当する区域を除く。）
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域

ウ 時間の区分の指定

(昭和61年4月1日広島市告示第97号)

時間の区分	時 間
昼 間	午前7時から午後7時まで
夜 間	午後7時から翌日の午前7時まで

(5) 有害大気汚染物質に係る指針値

物 質	指 針 値	備考
アクリロニトリル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成15年9月30日環境省通知
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水 銀	年平均値 $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下	
クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成18年12月20日環境省通知
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
ヒ素及びその化合物	年平均値 $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下	平成22年10月15日環境省通知
マンガン及びその化合物	年平均値 $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下	平成26年5月1日環境省通知
アセトアルデヒド	年平均値 $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	令和2年8月20日環境省通知
塩 化 メ チ ル	年平均値 $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	